

平成23年第3回（8月）定例会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成23年 第3回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成23年8月22日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成23年第3回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番	林田 勉	2 番	馬渡 光春	3 番	園田 智也
4 番	西口 雪夫	5 番	松永 隆志	6 番	田添 政継
7 番	笠井 良三	8 番	山口 喜久雄	9 番	上田 篤
10 番	柴田 安宣	11 番	小嶋 光明	12 番	町田 康則
13 番	並川 和則				

2 説明のために出席した者は、次のとおりである。

管理者	宮本 明雄	副管理者	横田 修一郎	副管理者	奥村 慎太郎
副管理者	藤原 米幸	監査委員	山崎 黄洋		
事務局長	松尾 博之	総務課長	中村 秀憲	施設課長	寺田 集施
総務課課長補佐	高木 謙次	施設課課長補佐	田中 金大		

3 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記長	山田 圭二	書記	濱崎 和也	書記	吉田 将光
-----	-------	----	-------	----	-------

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	副議長の選挙について
日程第2	議会運営委員会委員の選任について
日程第3	議席の指定について
日程第4	ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会委員の選任について
日程第5	会議録署名議員の指名について
日程第6	会期の決定について
日程第7	一般質問

- 日程第 8 議案第 9 号 平成 22 年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 決議案第 1 号 県央県南広域環境組合ごみ処理施設の調査に関する決議
- 日程第 10 ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の定数の変更について
- 日程第 11 ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の選任について

○議長（並川和則君）

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成 23 年第 3 回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名でございます。定足数に達しております。

また、今期定例会に説明員の出席も求めましたので、ご報告いたします。

議事に先立ちまして、島原市選出議員の任期満了に伴いまして新たに組合議員として選出されました議員を紹介いたします。

島原市議会議員 林田 勉議員。

島原市議会議員 馬渡 光春議員。

島原市議会議員 園田 智也議員。

議事の進行上、仮議席を指定いたしております。ただ今、ご着席の席を仮議席といたします。

なお、今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、議場での冷房は 28℃を標準とした空調管理を行っておりますので、議場での服装について、上着の着用等は各自のご判断にお任せをしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

この際、議長より傍聴の皆様方にお願ひ申し上げます。

傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますよう重ねてお願ひをしたいと思います。

また、今日は報道関係の方も見えられております。取材のため撮影の申し出もあっております。組合議会傍聴規則第 7 条の規定により特別に許可をいたしておりますので、その点もご了承願ひしたいと思います。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可したいと思います。管理者。

○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成 23 年 8 月定例議会議を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、本年7月11日から新たに本組合の監査委員に就任されました山崎黄洋氏をご紹介します。

○監査委員（山崎黄洋君）

よろしく申し上げます。

○管理者（宮本明雄君）

はい、ありがとうございました。どうぞよろしくお申し上げます。

さて、本施設は、おおむね1日当たり250tから260tの安定した処理を続けております。今後とも住民生活に支障を来さないよう取り組んでまいり所存でございます。

次に、裁判についてでございます。

平成20年9月の提訴以来、口頭弁論が12回、弁論準備手続が7回開かれており、今回は9月20日に弁論準備手続の予定でございます。もちろん相手のあることでございますので、推測でございますけれども、早ければ来年度早々にも判決言い渡しがあるのではないかとの見通しを持っております。いわば大詰めを迎えつつある状況でございます。当然のことではございますが、私どもは訴訟代理人とともに勝訴に向けまして全力で取り組んでいるところでございます。議員の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、東日本大震災に対する本組合の対応でございます。

5月の臨時議会におきまして、被災地で発生したごみの受け入れ処理について、1日当たり30t程度は受け入れ可能という回答を行ったことをご報告申し上げたところでございますが、現在までに具体的な要請はあっておりません。

次に、節電への取り組みでございます。

この夏の九州電力管内の電力供給不足は回避される見通しとのことでございますけれども、決して余裕のある状況ではないとのことで、本組合でも、ごみ処理に直接影響のない部分、すなわち照明や空調、OA機器等の調整によりまして、管理棟においては10%程度の節電に取り組んでおります。この部屋でも照明を間引いておりますので、少々ご不便をお感じになるかもしれませんが、ご容赦を賜りたいと思います。

最後になりましたけれども、本議会に提出いたしました案件は、平成22年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。内容につきましては、事務局長より説明をいたさせますので、ご了承を賜りたいというふうに存じます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお申し上

げます。

○議長（並川和則君）

ありがとうございました。

ただいまより全員協議会を開催いたしますので、別室を用意しておりますので、そちらのほうに移動をお願いしたいと思います。

（午前10時07分 休憩）

（午前10時22分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1「副議長の選挙について」を議題といたします。

ただいまより副議長の選挙を行います。議場の閉鎖をお願いします。

（議場閉鎖）

○議長（並川和則君）

ただいまの出席議員は13名であります。投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（並川和則君）

投票用紙の配付漏れはございませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（並川和則君）

異状なしと認めます。

これより投票に入りますが、投票は単記無記名でお願いいたします。白票及び他事記載は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○書記長（山田圭二君）

では、投票のほうはよろしいでしょうか。

それでは、点呼させていただきます。

林田 勉 議員

馬渡 光春 議員

園田 智也 議員

西口 雪夫 議員

松永 隆志 議員

田添 政継 議員

笠井 良三 議員
山口 喜久雄議員
上田 篤 議員
町田 康則 議員
柴田 安宣 議員
小嶋 光明 議員
並川 和則 議長

○議長（並川和則君）

投票漏れはございませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（並川和則君）

ただいまから開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山口議員及び上田議員を指名いたします。両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（並川和則君）

それでは、投票結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。そのうち、

有効投票13票

無効投票0

有効投票中

町田康則議員 7票

馬渡光春議員 5票

山口喜久雄議員 1票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票でありますので、よって、町田議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました町田議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項により告知をいたします。

副議長就任の承諾及びあいさつをお願いしたいと思います。

○副議長（町田康則君）

町田でございます。副議長に選任していただきまして、どうもありがとうございました。

今、この県央県南広域環境組合は本当に大変な時期を迎えているときだと思っております。私も議長と一緒にしましてこの議会がきちっとした格好で運営されますことを自分の使命として頑張って副議長を務めさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（並川和則君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

次に、日程第2「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

諫早市選出議員の改選及び島原市選出議員の任期満了に伴い、委員3名が不在となっておりますので、選任する必要がございます。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、議会運営委員会条例第5条の規定により、島原市選出議員が馬渡議員、諫早市選出議員が笠井議員、並びに松永議員となります。以上3名よろしくお願ひしたいと思います。ご異議何かございますか。ご異議ございませんね。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

ご異議なしと認めます。以上3名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後の日程につきまして協議をお願ひしたいと存じますので、議会運営委員会を開催していただくため、しばらく休憩いたします。

その他議員につきましては、議会運営委員会の後、全員協議会をまた開催しますので、それまでしばらくお待ちいただきたいと思ひます。

そしたら、委員のメンバーの方は、また別室のほうでお願いをしたいと思います。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（並川和則君）

では、再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしましたところでございますけど、町田議員が先ほど副議長に選任されております。それで、町田議員は議会運営委員会の副委員長ということもそれ以前に承認をされております。しかし、町田議員のほうから、両方はできないということで議会運営委員会の副委員長を辞任したいという申し出がありました。それで、町田議員の議会運営委員会委員の辞任を皆さん方にお諮りをしたいと思います。

辞任に対しての了解と申しますか、辞任受理ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

それで、その後です。一応、町田議員の後任に同じ雲仙市議の柴田議員のほうで委員会のほうで選任をされております。柴田議員が後任ということで選任をお願いしたいと思いますが、皆さん方の賛同を得たいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

そしたら、柴田議員のほうで町田議員の後任ということでお願いをしたいと思っております。

今後の日程の件で再度議運を開催し、また議運の委員長、副委員長の選任をしていただきたいと思っておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

そしたら、議運の委員の皆さん方は別室のほうに移動をお願いしたいと思います。

(午前10時54分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○議長(並川和則君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会を開催し、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選の結果を報告させていただきます。

委員長に松永委員長、副委員長に柴田委員、以上のとおりであります。

次、お諮りいたしますが、お手元に配付のとおり、議事日程第1号の2を日程に追加し、議題といたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

ご異議ありませんので、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

次に、日程第3「議席の指定について」を議題といたします。

会議規則第4条第1項の規定により、議長において新たに議席を指定いたします。

- | | | | |
|----|----|----|----|
| 1番 | 林田 | 勉 | 議員 |
| 2番 | 馬渡 | 光春 | 議員 |
| 3番 | 園田 | 智也 | 議員 |
| 4番 | 西口 | 雪夫 | 議員 |
| 5番 | 松永 | 隆志 | 議員 |

- 6 番 田添 政継 議員
7 番 笠井 良三 議員
8 番 山口 喜久雄議員
9 番 上田 篤 議員
10 番 柴田 安宣 議員
11 番 小嶋 光明 議員
12 番 町田 康則 議員
13 番 並川です。

以上のおりでございます。議席を指定いたします。

議席の移動をお願いしたいと思います。しばらく休憩します。

(午前11時41分 休憩)

(午前11時42分 再開)

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4「ガス化熔融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

諫早市選出議員の改選及び島原市選出議員の任期満了に伴いまして不在となっておりますガス化熔融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会委員6名を新たに選任する必要があります。

お諮りいたします。ガス化熔融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、林田議員、園田議員、田添議員、笠井議員、山口議員、馬渡議員、以上6名を新たに指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（並川和則君）

ご異議なしと認めます。以上6名を選任することに決定いたしました。

次に、日程第5「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に6番田添議員及び7番笠井議員を指名いたします。

次に、日程第6「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月22日、1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（並川和則君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。再開を午後1時ということにさせていた

だきたいと思います。

(午前 11時44分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7「一般質問」に入ります。

この際、議長のほうから特にお願いいたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるようにご協力をお願いしたいと思います。答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確な答弁をお願いいたします。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑等すべて自席のほうでお願いいたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっております。では、通告順に行きたいと思います。7番笠井議員。

○7番（笠井良三君）

皆さん、こんにちは。7番、諫早市選出議員の笠井と申します。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、今回は多岐にわたっておりますので、一問一答ということでさせていただきます。

まず最初に、私はこの県央県南クリーンセンターにつきまして、過去2年間ずっとこの問題を研究し、調査もしてまいりましたので、そういった面について、ここで皆さん方と同じ認識を得たいというようなことで質問をさせていただこうかなど、このように思っております。そういったことで多岐にわたっておりますので、ひとつどうかよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初、第1番目でございます。

債務不履行に基づく損害賠償についてという大きな項目でございます。

このことにつきましては、本当に9月で3年を迎えるというようなことで、私たちはこの裁判がどうなっていくのかなどということを危惧いたしております、やはりその都度、その都度確認をしておかなければいけないという立場から、この裁判の状況、今後の予定についてお伺いしておきたいと思っております。7月にも、弁論準備手続も行われているというようなことでございますので、そこらも含めたところで正確なご答弁をお願いいたします。

以上です。

○管理者（宮本明雄君）

裁判の状況と今後の予定ということでございます。

JFEエンジニアリング株式会社を相手取りまして、今、おっしゃいまし

たように平成20年の9月30日に債務の不完全履行に基づきます損害賠償の請求ということをしております。現在まで口頭弁論が12回、弁論準備手続が7回開催をされておりました、原告、被告双方の主張や争点及び証拠の整理が進められているところでございます。

裁判の内容は、ご存じのように17年度分、18年度分、19年度分の3カ年で請求額は約19億7,800万円ということでございます。

今後の予定ということでございますけれども、今年2月の議会におきまして訴訟代理人の弁護士の方から、夏ごろには裁判所の判断が出るのではないかとの見通しが示されましたけれども、原告、被告双方の主張の隔たりが大きく、裁判所による争点整理に時間を要している状況でございます。

今後の見込みということでございますけれども、訴訟代理人によれば、今後何回かのこういう手続を経て、年明け早々に結審、新年度に入ってから判決となるのではないかというような見通しを聞いているところでございます。

ただ、これも裁判ですから、双方の主張が大きくまた違う争点が出てくるということに、今のところはないんですけれども、そういうことになればもう少し長くなるとか、その裁判長の意向というのものもあるでしょうから、そういうものははっきりしたことは申し上げられませんが、大体民事の裁判というのは2年から3年というのが普通でございますから、そういう見通しを持っておられるのではないかなというふうに思っております。

7月に行われた弁論準備手続ということもありますけれども、それについてはまた別に答弁をさせていただきます。

以上です。

○事務局長（松尾博之君）

2点目の7月の関係でございますけれども、7月12日に第7回の弁論準備手続が開かれております。時間にして約30分程度、その内容につきましては、被告主張に対する私ども原告側の反論、それから被告の保証範囲計算が誤っていることの立証、性能不良、故障等の実態、処理量、用役量の期間変化、溶融残渣物の状況証拠書類の提出を行ったところでございます。併せて次回の準備手続の日程は、双方の日程調整を行って次回の9月の日程が決まったという内容でございます。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

答弁ありがとうございます。

管理者のほうからと事務局のほうから答弁ございましたが、私たちもずっと注目しておりますが、なかなか裁判というものは相手もありますし、こちらの言い分ばかりが通るわけではないだろうと私は思っているんですよ。訴

訟をすれば勝てるんだというような裁判ではないと私は思っておるんです。だから、まだまだこれ続くんじゃないかなと。これは簡単にいくんだらうかと。判決がなされても、それに対しての控訴といたしますか、そういったものでずっと続いていくのかなとということで、そういった中で、私たちは26万人のごみを処理していかにかいかんというのがありまして、これは双方お互いにあると思いますが、そういった中で、やはりどうすればいいのかなと。どう考えていくのかとということです。もう8年後には瑕疵担保も切れるというような状況でございますので、そういったことで私たちとしても、裁判は係争中ですから、どうこう言える立場でもないし、見守るしかない、このように思っております。ただ、JFEに対して私たちは、やはり契約に基づいた性能が発揮できていないということについては、やはりひとつ戦わなければならないと、このように強く思っておるところでございます。そういったことで、早く解決できるような裁判の判決があつて進んでいけばというふうに望むところでございます。

一応裁判につきましてはこれで終わらせていただきまして、次に、2番目でございます。県央県南クリーンセンターについてでございます。

このことにつきましては、やはり4市でやっておりますこのクリーンセンターでございますので、そういった面からちょっとお尋ねをしていきたいと思えます。

23年度稼働状況がどうなっておるのか。聞くところによりますと、よく燃えているんだとことです。だから、燃えている状況がどうなのか、そういうことについてお尋ねします。

それから、用役費等の経費の状況はどうなっていくのか。今後どうなるのか。

それで、23年度ごみ搬入量、この分析は十分できているのか。布団等はどのようにして処分されているのかというようなこともあろうかと思えますし、そういったところで質問をいたします。

4番目として、事業系を含む生ごみの状況をちゃんとつかんでいるのか、どうなっているのか、こういうことについてご答弁をお願いしたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

ただいま4点質問をいただきましたので、まず順番にご回答を申し上げます。

クリーンセンターの23年度の稼働状況についてでございますけれども、4月から2炉運転による操業を行っております。平均してごみの受け入れ量が1日約220t、処理量が平均して約250tと順調に推移しております。

て、本日現在のごみピットの高さも約10m、この10mと申しますのは、ごみピット全体で9,205m³の容量がございます。今日現在、その25%の2,364m³で推移をしているということで、23年度のごみ処理につきましては、ほとんど順調にしているということでご理解いただければというふうに考えております。

次に、用役費等の経費の状況はどうなっているのかにつきましてですが、平成22年度、後ほど議案で説明申し上げますけれども、LNG、天然ガスでございます。約2億2,500万円、電気が年間約1億9,800万円、水道は約80万円で、合計は約4億2,300万円でございます。

平成23年度の用役費につきましては、ごみの受け入れ量を昨年と同量に見込んでおりますので、用役費につきましても22年度とほぼ23年度も変わらないものというふうに思っておりますけれども、昨今のLNG天然ガス等の価格変動により、金額につきましては少し高目のほうに変わる可能性を我々としては危惧しているところでございます。

次のごみ搬入量、ごみの分析についてでございます。

23年度は搬入量につきましては、先ほど答弁申しましたとおり、同程度の8万1,000tと想定をいたしております。

ごみの分析につきましては、昭和52年11月4日付の当時の厚生省環境衛生局、水道環境課長通達に基づき、毎年6回分析を行っております。

測定の分析の項目には単位容積重量、組成分析、水分、灰分、可燃性の成分、低位発熱量、炭素、水素、塩素等の元素分析となっております。

質問を受けました布団等の粗大ごみにつきましては高さ0.6m、幅1m、長さ2m、直径25cmに分けて切っていただければ、布団においても受け入れを行っているところでございます。ただし、災害等に伴う大量の場合は、数回に分けて持ち込まれるようお願いをしているところでございます。

次に、最後の質問になりますけれども、事業系を含む生ごみの状況はどうなっているのかのことにつきましてですが、当クリーンセンターに搬入されている家庭系、事業系を含む生ごみは、可燃ごみとして処理しております。

平成22年度、年6回分析している結果によりますと、生ごみは平均18%、昨年は20%だったんですけれども、22年度は18%、21年度が20%です。すみません。水分が50%となっているところでございます。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

まず、稼動状況ですね。稼動状況については1日約250t処理できているということで、施設として順調な平常な状況に戻っているということなん

でしょうか、どうでしょうかね。

○事務局長（松尾博之君）

当初、本施設が目的としております処理量にほぼ近い状態になっているということでご理解いただければというふうに考えております。

○7番（笠井良三君）

そうしますと、私たちが望んでいるのは、燃料を使わずに燃やしてもらわにゃいかんわけですね。経費を掛けて燃やせばそりゃ燃えるんですよ。だから、その辺についても先ほどの答弁の中で経費がどうなるのかということで、経費がずっと減っていくのであれば、これは当然いい結果だということになってくるわけですが、この辺についても係争中というようなことからこういった状況で推移されて、来年の予算がどういうふうになっていくのかというようなことも私たちは考えていかなければならないと、このように思っているところでございます。

それから、23年度のごみの搬入量、全体の搬入量、これは大体220tの1年間分ということで8万1,000t、これはそういうふうになっておるわけですが、私、各市の搬入量、これも調査をちゃんとしておりますが、やはり各市人口割等で換算してみますと、ばらつきがあるというようなことで、これについてももう少し調査もする必要があるというふうに思っております。

最後の事業系を含んだ生ごみの状況、これは、事務局長は18%だというようなことでございます。これは、すべてのことで18%だと。それと50%の水分がありますよということなんです、最終的にこれどういう考え方になるんですか。重量ベースでいきますと、生ごみは18%だけでも、水分は50%だと。だから、8万1,000tの全体の重量ベースでいきますとどういった関係にあるか、それだけ教えていただけますか。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまのごみ質の問題につきましてでございますけれども、まず種類のには生ごみと合わせて紙、布類、ビニール類、木、竹、わら、不燃物類ということで、ごみの種類についてはそれだけの分け方で調査をしております。

それから、3成分ということで水分、灰分、可燃物ということで、今、言われました水分は50.4%、可燃物が44.2%、それから灰分が5.4%ということで、燃やしているごみの半分が水で、残りの半分のうちの44%が通常の乾いたごみと、灰分が5.4%の構成になっているということでご理解をお願いしたいと考えております。

その中で、例えば、今、言われた生ごみの水分が幾らというのは、そこまでは調査をいたしておりませんので、全体的な部分での把握を我々としては

行っているということでご理解をお願いいたします。

以上です。

○7番（笠井良三君）

ただいまの答弁でいきますと、やっぱり生ごみのウェートは非常に紙類、その他色々見てみますと40%ですね。私は今の状況で水分は随分減っているのかなと、このように思っていたんですけども、やっぱり水分もまだ高いということで、全体的に私も色々調べてみますと、全国的にもこれはやっぱり生ごみ関係は水分を含んでおりますので、40%にはなっているんだというようなことが言われております。そういったことで、生ごみの状況は以上のようなところだろうと、このように思っております。

次に行きます。3番目の瑕疵担保終了後の組合の対応についてです。

最初に、延命策をどのように考えているのか。施設建て替えについてはどう考えているのかということ、これは私も再三、市のほうでも質問もしてまいりましたけれども、やはりこれは4市で構成される組合の問題でありますので、ここで各市長いらっしゃいますところで議論がいいだろうと私も判断をいたしましたところでございまして、これにつきましては、やはり早急に検討すべきだというふうに考えを持っておるもんですから、当局の考えをお伺いしたいと思います。

そして、国、県等新しい施策がもう進んでいるのかなというふうなところもお伺いしたいと思います。

○管理者（宮本明雄君）

ただいまの瑕疵担保期間の終了後の組合の対応ということ、延命策、施設の建て替えということでございますけれども、先ほど申しましたように、今、17、18、19と3年分について損害賠償の請求をしていると。おっしゃいましたように、保証期間が5年間、瑕疵担保期間が合計で15年間ということで、平成31年度までがある意味での保証期間ということになります。

そのときまで現施設の延命化、または新たな施設建設のいずれかを選択し稼働をさせなきゃいけないというような状況になっているということでございます。長いようで短いというのが実態ではなかろうかなというふうに思っております。

まず、現施設の延命化ということでございますけれども、これを図る場合には瑕疵担保期間が切れますから、その後は私どもが全経費を受け持つての改修、それからメンテナンス後運転ということをやらなきゃいかんという問題がございます。そのための費用がどれくらい掛かるのか、それから延命化策に対する費用がどれくらい掛かるのかということが見込める時点というのは、今のところは現状ではJFEに問いただしというか、質問をいたしまし

でも、裁判の関係があるからということで、その見積もりがいただけないという状況になっておりますので、訴訟の終了後に検討することになるんじゃないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、そう時間がないということでございまして、本施設につきましても県央県南広域環境組合の設立が平成11年度の4月にできておりますから、そして稼動したのが17年の4月1日からということになりますもんですから、そういう意味では、そう時間を与えられてないということですがけれども、現状のものを更新しながら延命策を図りながら使っていくということになると、その辺の経費がどうなるのかということが明確にならないといけな。見込めないといけな。建て替える場合にはどういう炉がいいのか、どういう形式の炉がいいのかということの検討が必要があるということでございますけれども、いずれにいたしましても今、裁判ということもありまして、その見積もりといたしますか、そういうものが出していただいてないということでございます。

いずれにいたしましても、今の段階では両方を並行的に研究、検討をしていくということにならざるを得ないのかなというふうに思います。一定の決断の時期というのはそう遠くない将来に出てこなくちゃいけないということになるかというふうに思っております。

以上でございます。

○事務局長（松尾博之君）

2点目の質問についてお答え申し上げます。

まず、国ですけれども、平成20年3月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」において、廃棄物処理施設の整備に当たっては、地球温暖化の防止に配慮することが極めて重要であること、併せて施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を含め、長寿命化、延命化を図ることとしているところでございます。

それから、県でございまして、県におきましては、平成11年3月に作成された「長崎県ごみ処理広域化計画」につきまして、市町村合併の推進等により平成21年7月に見直しが行われております。これによりますれば、県計画の目標年次は平成30年度、これを目指して、県内を7ブロックに分け、当諫早、島原半島につきましては、県央県南ブロックということで、合わせてこれに大村市も加わっているというところで、30年度まで大村市の清掃センターは継続しよう、当県央県南クリーンセンターにつきましても継続しよう、それから南島原市にあります南有馬クリーンセンターについても、30年度までは継続しようという計画になっておるところでございます。ただし、その計画の中の欄外に、南島原市南有馬クリーンセンターで処理し

ているごみは、将来的に県央県南クリーンセンターで処理することを検討するという記載がしてあるところでございます。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

延命策について15年で瑕疵担保が切れるということで、後は知らないんだというような施設は私たちは納得できないですね。そういったことで、やはりこれは双方責任持って延命策がいいのかということは検討していかなければならないと。今、係争中で色んな経費が別にメーカーのほうも掛っているというようなことですが、やはり契約が何だったのかということなんですよね。だから、そこでやっぱりこういったものも含めて議論が必要じゃないかなと思うんです。

それから、施設の建て替えについて、まず、こういう環境センターというのは今まではすべて燃やすんだという考え方があったんでしょうね。ダイオキシンが発生しないように一括にして燃やしましょうということだったんだろうと思います。だから、そこにごみを集めて、非常にたくさんのごみを何でもかんでも集めて燃やすんだという発想のもとで取り組まれておりますので、これからは燃やさないという考え方を、これは行政の方々、特に我々の議会人もそうですが、やっぱり燃やさないという考え方を持って取り組んでいかなければ、この問題はなかなか解決できないんじゃないかなと、そのように思います。

8万tという重量があります。それで、南島原の方からまた建て替えたときには来るというようなことで、10万tぐらいか、どのくらいの量になるのかわかりませんが、色んなことでそういう施設も考えていかなければならないと思いますので、まず燃やすごみの量を減らすんだということにすれば、まず端的に一番燃えにくいのは生ごみですから、生ごみあたりは燃やさないという考え方を持っていくべきだと、このように思っております。

総体的に8万tが5万tの焼却炉でいいということになりますと、建て替える前に、これは1t1億円というんですか、1t5,000万円ですか、そういう施設を造らなければならないということで、今、ここが147億円でできましたら、トンベースでいきますと5,000万円ぐらいでしょう。だから、それ相当の施設を造るということになりますと、5万tの5,000万円ということでしたら幾らですか、100億円ですか、そういったことで、そういう燃やすごみを減らせば施設も安く済む、起債も減ってくると、市民の負担が減ってくるというような考え方をやっぱり持ってやっていかなければならないと、このように思いますので、今後とにかく燃やさないという発想を持っていただきたいなと、このように思うんです。生ごみはもう燃

やさないと。そして、私、調査していますが生ごみを外しますと恐らく、紙類がほとんどじゃないかなと思うんですよ。色んな紙類がですね。そういったことも、紙もまだ分別収集ができると思いますので、そこら辺はまた次の分別収集のところで聞きたいと思います。

以上です。

次に、構成4市での分別、減量等についてどのように取り組んでおられるのかと。これまで4市で取り組まれているとっておりますが、どうされているか。

分別収集の内容がやはり各市でかなり違うんじゃないかなと、このように思っております。それがやっぱり搬入量とかを調査してみますとばらつきがあるようですので、その辺についてちょっと実態をお聞きしたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまの質問のこれまでの取り組みにつきましてですけれども、本組合を構成する4市が、それぞれが作成したごみ処理基本計画により削減目標を設定し、ごみの分別減量化に各市で努力されておるところでございます。

具体的には、生ごみ処理機の購入補助等に取り組まれているようでございます。県央県南広域環境組合規約では、4市で共同処理する事務を「ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務」と規定しておりまして、ごみの分別減量化はそれぞれの各市の事務ということで取り組まれているところでございます。

次に、分別収集の内容につきまして構成4市に実態をお聞きしましたところ、例えば、島原市では12分別、諫早市では8分別、雲仙市では15分別、南島原市においては17分別して収集されているところでございます。

この差は一体何かと申しますと、例えば、一番多い南島原市では、可燃ごみ、牛乳パック、白色トレイ、衣類、プラスチック製容器包装、段ボール、新聞、雑誌、紙製容器包装ということで、これだけでも9種類の分別が行われていると。ところが、一番少ない諫早市では、それをほとんど燃やすごみ、あるいは可燃物の束ねるごみ、粗大ごみ等にしか区分してないというところから8分別と17分別の差が出ているということをご理解いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

この分別の種類はこんなに違うんですか。諫早が一番少ないんですか。8分別ですか。えらい少ないですね、これは。そういった中で南島原市では17分別ですか。そしたら、各市のここの燃やす以外にどのくらいの費用が使われているんですかね。どういう状況なんでしょうか。その辺もお聞きした

いところですが、調査していますか。

○事務局長（松尾博之君）

費用につきましては、誠に申しわけございません、組合のほうでは把握はいたしかねております。

それから、これまで12分別、8分別それぞれ分別がありますけれども、これまで取り組まれてきた各市での状況等、あるいは市町村合併等々によりやり方がかなり変わってきているということをお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

これまでも各市で同様に取り組んでおられるのかと。これは4市で取り組まれておるんでしょう、減量についてですね。どういうお話をされているんですか。ちょっとこのままの状況で統一したまとまりというんですか、これできるんですかね。もっと進んだ取り組みが必要じゃないかなと思いますが、いかがですか。

○事務局長（松尾博之君）

先ほども答弁申し上げましたとおり、各市がこれまで分別に関するごみ収集についてはそれぞれの経過を持って今日まで来ているということから、短兵急に何分別がいいのかというまではなかなか非常に難しい部分もあると。といいますのは、住民の方に市報等を通じてごみ分別をやってくださいと、ご協力をお願いしますという今までの経過もございまして、そこら辺からなかなか取り組み自体についても色んな差があるのかなと。ちなみに、長崎では13分別、佐世保では8分別、大村では7分別を行っている。やはり県内各市においても分別の品目については差があるということをご理解いただければなというふうに考えております。

以上です。

○7番（笠井良三君）

分別の方法が違うということで、私も各市のごみの量を見てみますと、しかしながら、諫早市のごみが分別はしてないけれども、特別多いという数値でもないんですよ。はっきり申しますよ。1人当たりの年間ごみというのがあるんですけども、諫早市は325kgだと。そうしますと、島原市の方では386kgぐらいと、こう出てきているんですよ。それで、雲仙市の方では264kg、こうやって数字が色々あるんですよ。そうしますと、やはりこういったところから検討していかないといけない問題だと思うんです。だから、こういったものもありますので、これはこれから一番大きな生ごみだと。分別はしております、しております、減量しておりますというけれども、重量

に影響するのは生ごみが一番手っ取り早く減量するわけですね。そういったことで、各市で取り組んでいただいていることをもう少し燃えにくいものを燃やさないという発想からやっぱり取り組んでいただきたいなど、このように思うわけです。だから、色々これ数字的にいきますと検討すべき点もあるだろうと思います。今後こういったことも含めて各市でもっと出し合って、いい知恵を出していけるような方法が必要だと、このように思います。

次に行かせてもらいます。生ごみ堆肥化でございます。

生ごみについては堆肥化をするというのが、これは全国的にでも、もう取り組まざるを得ないというような問題だと思います。地球温暖化対策とか、CO₂対策とか、色んな電気料の削減とか、ガス代の削減とかいったものについて、やはりこれはもう燃やさないんだと。燃やせばガスを使って金を燃やしているのと一緒にですよ。そういった観点から、生ごみは堆肥化するんだという考え方を行政の方が持ってもらって研究していただかないと、この話が進まないわけですね。そういったことで、各4市の生ごみ堆肥化取り組みがされていると思いますが、この辺について雲仙市の方でも生ごみは堆肥化しているんだというようなことも聞いております。諫早市もやっております。その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、4市での既存の堆肥舎、これは私が、これは国、県の補助をもらって堆肥舎が公営の分とか個人の分とかあろうかと思いますが、そういった分の利活用、活用状況はどうなのか。農業者に対してどういう配慮がなされているのか。優良な堆肥を提供することができると思うんですよ。そういう堆肥舎を使って、生ごみを使ってするというのがですね。この点考えておられるのか、検討されているのか、その辺もお伺いします。各市においてこの生ごみの把握がやはりもっともっと大事だろうと思いますので、取り組む考えがあるのかないのかお伺いいたします。

○事務局長（松尾博之君）

構成市の生ごみ堆肥等の取り組みについてでございます。

私どもから各市に問い合わせいたしましたところ、生ごみ堆肥化施設につきましては構成市には3施設がございます。諫早市は2施設で、森山資源リサイクルセンターは昨年度の処理量は141t、JA飯盛ゆうき堆肥センターは同じく処理量が53t、それから雲仙市でございます小浜資源リサイクルセンターは、昨年度の処理量が263tと聞いておるところでございます。

また、構成4市での生ごみ処理機器の購入に対する補助金制度が設けられております。平成22年度の補助の状況でございますけれども、島原市はコンポスト容器25件、電動式生ごみ処理機4件、諫早市はコンポスト60件、電動式24件、雲仙市はコンポスト13件、電動式10件、南島原市はコン

ポスト11件、電動式4件ということでございまして、生ごみに対する制度を設けられ、活用されておるということを聞いているところでございます。

残りあと2つ言われました、農業者に対し優良な堆肥の提供及び各市においての生ごみの把握が必要ということにつきましては、私ども組合のほうから各市に指示を出すということではなくて、私どもの組合自体は処理を目的にしておるものですから、最終的には、議員がおっしゃるとおり、私どもで処理するのにかかわってくるものですから、今後とも4市と協調をしながら各市と知恵を出し合って、今後、言われるように処分の量が減少するように知恵を出していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○7番（笠井良三君）

ありがとうございます。

まず、堆肥化の取り組みですね、これされております。諫早市では森山と飯盛ですか。飯盛の方は、県央農協が主体でされておりますし、それを合わせて諫早市が約200t生ごみが搬入されていると。小浜の堆肥舎、これは263tやっておられるということで、聞くところによりますと、小浜の方も大分活用されてきてございまして、色んな検討も必要なんだというような話も聞くこともありますが、その点いかがですか。

○事務局長（松尾博之君）

申しわけございません。私の立場では今の質問にご回答は差し控えさせていただきます。と思っております。

○7番（笠井良三君）

こういうふうにして大分貢献されておりますので、やはり全体的にこのようにして対応できるんだというようなことも認識していただきたいなというふうに思うんですよ。そういったことで今後、堆肥化をやっぱり考えて欲しいと。

既存の堆肥舎がそのようにしてあるところはある、ないところはないということでございますが、農業、酪農者関係の堆肥舎というのがあろうかと思えますよ。私もずっと雲仙市から島原市行きますけど、堆肥舎はたくさんございますね。だから、堆肥舎で生ごみは堆肥化できるんです。これは生ごみを入れますと発酵しますので、発酵材入れてやりますと発酵しますので、そして畜糞と一緒にされるということで優良な堆肥ができるという文献も出されておりますし、実際いい堆肥があるというようなこともありますので、この辺についてやっぱり4市挙げて取り組む必要はあろうかと思えます。

そういったことで、分別収集がどういうふうにしてするのかというのが一番問題だろうと思うんですよ。そういったことで、それも併せて今後検討し

てもらいたいと、このように思うわけです。その点いかがでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまの分別、あるいは減量化につきましても、やはり4市とともに担当する課と協議を重ね、あるいは知恵を出しながら最良の方法を探っていきたいと思っておりますけれども、私ども組合のほうは処分するのが役目でございますので、各市とともに知恵を出していければなというふうに思っております。以上です。

○7番（笠井良三君）

ここには4市の管理者の方がいらっしゃいまして、一緒の場で議論ができるというふうに私も思いますので、やはりこれからは検討の課題ではないだろうかというふうに思っております。

この議会も年に2回しかございません。そういったことで色々申し上げておりますが、やはり将来建て替えるのか、延命なのかということはありますけれども、そういった研究は常にすべきだと思うんですよ。これをやっておかないと、いざというときに間に合いません。だから、やる、やらないは、そりゃ最終的な経費の検討をされてから判断してもいいと思いますが、それまでのプロセスはずっとやっておかないと、いざというときはできないですよ。もう本当に、だから、これは管理者の方々も忙しいんですから、各担当のほうでやはりどのくらいの時間が掛かるのか、この研究するのにですよ。もっと研究をしていただきたいなど、このように思います。早くやっておかなければ対応がまた遅れるということです。燃やすだけでは将来恐らく問題が多いと、経費が掛かるということがありますので、燃えにくいごみは燃やさないということ。生ごみを分別収集して、そして紙は紙で別に収集しますから、そう経費が2倍も3倍も掛かるわけじゃないんです。だから、そういったことを含めてやっぱり今後検討が必要だと思います。事務局長もさっき言われましたけれども、最終的には各市のほうで検討していただければいいんじゃないかなと思いますので、併せて協力して、同じテーブルに着いておられますので、今後これもお願いを申し上げまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（並川和則君）

質問者交代につき、5分ほど休憩します。13時55分から再開します。

（午後1時50分 休憩）

（午後1時55分 再開）

○副議長（町田康則君）

それでは休憩前に引き続き、会議を始めたいと思います。

議長がちょっと体の調子が悪いそうでございますので、なったばかりの私

でございますが、交代をさせていただきます。

9番上田議員による一般質問をお願いいたします。上田君。

○9番（上田 篤君）

雲仙市議会選出、共産党の上田篤です。

私は、通告に2つ、裁判の問題と搬送車両走行実験について出しておりましたが、裁判については先ほどのやりとりでほぼわかりましたので、これは省略いたします。

東西リレーセンターからの搬入車両走行実験についてお尋ねします。

正直なところ、私はこれまで、この搬入ルートがどうなっているのか知りませんでした。つい最近、このルートに関係する地域の方から搬入車両走行実験について相談を受けて初めて知ったような状況です。車でも実際そのルートを走ってみました。

これについて、つい最近、説明会が行われ、その説明会のレジュメ、資料を見せてもらいましたが、なぜ今の時期に実験を行うのか、一切の説明抜きに次のとおり走行実験を実施しますとなっております。そして、具体的な実験方法が述べてあります。非常に不親切で、かつ乱暴だと私は思いました。

これまで決まっていたことを変更するのですから、それも関係住民にとってはできればしてほしくない変更をするわけですから、当然それ相当の理由があると思います。

まず、現行の搬入ルートが決まった経過と今回の実験を行う理由について、わかりやすい答弁を求めたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

搬送車両の実験につきまして、現在のルートが決まった経過はどういうものかについて先にお答えいたします。

平成11年度に組合ができ、施設建設計画を地元町内会等へ説明を行った際、現在の道路状況と今の道路状況に大きな変化がございます。当時はまだ長田バイパスが計画中、今は4車線で開通しておりますけれども、当時はまだ計画中ということで、国道207号しかなかったという状況の中から、直接クリーンセンターへ持ち込むパッカー車、これは東西リレーセンターから1日約19台走行いたしておりますけれども、その関係車両につきましては、不知火橋を通り、長田町、御手水町を通過して、今は北の方から回ってこの施設に運び込まれております。

これは、国道207号から福田町を経由して、下から上ってくるのであれば交通渋滞を起こすということから、地元の要望にこたえ、長田バイパスが開通するまでは交通車両の少ない現在の北を通るルートについて区分をしたと。現在、福田町中山地区を通る車は、ごみ収集のアームロール車2tクラ

スが180台1日に通っておりますけれども、そのみというすみ分けをなされた経過を聞いておるところでございます。

その後、環境影響評価を実施し、交通量調査を行った上、こういったルートにまず落ちつかせたと。17年4月に本施設が操業を行ったときには、そういうふうな工夫もなされてきたと。あくまでも道路事情によるもので現在のルートに決定したということ聞いております。

それで、今回、実験を行う目的は何かということで、実際、今、言われました説明会につきましては、福田町中山地区の方を対象に40名程度お集まりいただき、7月9日土曜日午後7時から1時間半にわたって説明を行っております。もちろん、その前には福田町の自治会長さん、あるいは当該地区の班長さんにも説明申し上げ、一定の理解を得たところでございますけれども、その中山地区住民全員に対する説明会では、結果的にはこの実験について協力は得られておりません。

従前の議会におきましても、この搬送ルートにつきましては、現在通っています長田町、あるいは御手水町の現在の道路自体が4mを切るような極小の部分があると。それから、10tの大型車でございますので、それが通れば住民の市民生活にも影響を与えるということから、協力を得られるならば、行きは今までと変わりませんが、せめて帰りだけでも中山地区を通って下らせていただきたいと。それで、あと長田バイパスに車両を乗せ得れば、今の交通の分散化が図れるだろうということを期待しまして、また、過去の議会からもそのような意見も多々あったものですから、私ども組合としても真摯に前向きに取り組む必要を感じたところでございます。

実際、私も4月に配属になりまして、アームロール車の後を通っていけば、余裕が全くないと、幅的な部分ですね。そういった部分を経験いたしましたものですから、地元住民の方の理解を得られたらば、交通事情の分散化を図っていききたいということで説明会を行ったところでございますけれども、やはり今議員ご指摘のとおり、これまでの交通事情を変えとか、あるいは当初の建設計画時にはそういった説明がないと、そういった部分がありまして、何とか継続審査に持ち込んだのが関の山だったと、精一杯だったと。我々組合側の力量不足もございまして、今後とも地元住民の方の理解を得るためにはどうしたいかというのを検討しながら、やはり分散化を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（上田 篤君）

詳しい説明ありがとうございました。

結論から言えば、今、最後に継続審査に持ち込んだのがせいぜいだったと

というような説明ですけれども、今回、7月9日の説明会ですべて済んだということじゃないわけですね。もう一回お願いします。

○事務局長（松尾博之君）

私どものこの施設は、ご存じのとおり、地元住民の理解がないと運転操作ができない施設ということは理解しております。地元の方がそこまで強く言われるのを無視して、我々としても搬送ルート実験を行うことは考えておりません。あくまでも住民の理解を得られてから、搬送ルート実験に移っていききたいということを考えておる次第でございます。

以上です。

○9番（上田 篤君）

地元から強い意見が出されたということですのでけれども、例えば、どんな意見、どんな心配な声が出たんでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

やはり対象とする1日19台通りますアームロール車につきましては、寸法より見た目が大きく見えるんですよ。どうしても背が高いと、横幅もあると。そういった部分で、大型車が通過することに対する不安、それから騒音等の問題、一番あったのが、自分たちは長田バイパスが開通したとしてもそのようなアームロール車が通るという話は聞いていないと。当時そのような説明を中山地区住民の方にはしていないはずだと。さらに、現在色々ありまして、LNG、天然ガスを運ぶ大型車、あれを下の方から上がらせてきておりますけれども、そういった話も最初はなかったんだということから強い反対を受けたということでございます。

以上です。

○9番（上田 篤君）

聞いてみたら、確かに現在通っているルートでも、当然色々な不安、心配、あるかと思います。ましてや、新しく通ることになれば、今、出されたような点、なるほどなというふうに思います。

先ほどのバイパスが開通したら変更するということは、当初から説明されていなかったんですか。住民は聞いていないというふうに言われたということですのでけれども、それは当初の説明ではなかったんでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

平成11年から建設をします平成17年の間の話でございます。私どもも持っている資料をかなり、点検を行いましたけれども、記録上には残っておりませんので、ある人に聞けば、いや、そういう話を聞きましたとか、ある人は、いや、そういう話を聞いていないとか、そういった段階でなかなか間違いなくそれを地元のほうに説明したという部分については、その書類を私

どもが見つげ出すことはできておりません。

以上です。

○9番（上田 篤君）

今後とも、何とかして交通渋滞の緩和、分散化を図っていきたいということですが、今後の計画は立てていますか、いつまでに何度説明会を持ってす
るとか、そういうことは決まっていますか。

○事務局長（松尾博之君）

現在、その計画は持ち合わせしておりません。あくまでも地元の方のご理
解を得るためにはどうすればいいかということの方策を探っている段階でご
ざいます。

以上です。

○9番（上田 篤君）

事務局長の答弁ですけれども、これについては管理者も立場は全く同じだ
というふうに考えていいんですね。

○管理者（宮本明雄君）

地元での説明というものが大切だと、ご理解を得ることが大切だというふ
うに思っております。

交通体系というのは常々変わってくるわけでごさいますして、そして、地球
環境の問題とか、今も事務局長が説明をいたしましたように、非常に幅員が
狭小な地域が今のアームロール車のルートではあるという、片一方ではそう
いう危険性もはらんでいるというようなこともございますし、ただ、そこに
集中をしてしまうと、19台ということですが、どの程度の過重にな
るのかということも検証をする必要があると思っておりますけれども、その検証のた
めには、まずご理解を得ることが大事ということになるろうかと思えます。

地球環境の問題、それから運送コストの問題等もございますけれども、ま
ずは地元のご理解を得て、そういうふうに進むべきだというふうに思ってい
るところでございます。

○9番（上田 篤君）

事務局長の詳しい説明、そして、管理者の発言によりまして、この問題に
ついて理解できましたので、質問を終わります。

○副議長（町田康則君）

次に、6番田添議員の一般質問を了承します。お願いします。田添議員。

○6番（田添政継君）

6番の諫早市選出の社民党の田添でございます。どうぞよろしくお願ひし
たいと思えます。

今議会、初の議会でありまして、初の質問であります。当議会では、色ん

なルール等あると思いますが、まだ十分に理解しておらない部分があって、はみ出す部分があるかも知れませんが、よろしくご了解をいただきたいと思います。

与えられた私のこの組合議会としての2年間の任期を市民生活の向上のためにきちんとチェック機能を果たしていけるように頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、そういう立場で質問をさせていただきたいと思いますが、一括質問方式でいきたいというふうに思っております。

第1点目は、東日本大震災のがれき処理の受け入れについてであります。

本日も宮本管理者のほうから若干触れられましたけれども、さきの5月16日に招集された平成23年度当組合議会の臨時会の中で冒頭にあいさつをされた宮本管理者は、あいさつの中で東日本大震災にかかわる本組合の対応として、被災地で発生したごみの受け入れ処理として、4月19日に県から協力要請があり、一定の協力をしたい旨の発言がありました。その真意のほどについてお伺いをしたいというふうに思います。

受け入れの時期、受け入れ可能数量について若干まだ流動的だというふうに思いますが、わかっている範囲で結構ですので、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

2点目、放射性廃棄物としての処理体制についてお伺いをいたします。

今、政府が廃棄物を広域処理しようとしているわけですが、その政府の基準はどうなっているのかについてお伺いをいたします。

放射線量としては、何Bq以下が焼却処分可能かということが1点目。

2点目、経費の負担はどうなるのか。

3点目、廃棄物の処理方法、焼却や埋設などが考えられると思いますが、そのことについてお伺いをいたします。

小さな3点目ですけれども、焼却処分時に熔融炉の特性として放射性物質はどのようになるのかということについてお伺いをいたします。

色んな政府の、あるいは環境省の検討結果を見ますと、バグフィルターで吸収できる放射性物質だという言い方をされています。ところが、この熔融炉にはそのようなフィルターが設置をされていないというふうに聞いておりますけれども、そうした状況の中で、例えば、放射性物質が焼却炉内に残る可能性、それから、大気中へ飛散する可能性、スラグなどの副産物にまざる可能性、循環水などにまざる可能性、ここら辺についてどのようにお考えなのかをお伺ひしたいというふうに思います。

それから、受け入れを決定する前の地元市及び地元住民対策についてであります。

諫早市とは環境や公害協定が締結をされているというふうに思いますが、この放射能に関して新たにそのような協定を結ぶのか、見直しが必要だというふうに思いますが、そのことについてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

2点目、ここら辺の周辺住民をはじめ、諫早市民に対して受け入れ前にきちんと説明会を開催していく必要があるのではないかとというふうに思いますので、そのことについてお伺いをいたします。

大きな2点目、ホームページの充実についてであります。この組合議会に選出をしていただきましてから何回かホームページを見る機会がありましたけど、まだまだ見たい情報が見れない、そういったところがありました。

それで、条例とか協定書とか、あるいは規則などをこのホームページで公開するように、そういうことができないのかどうかということについてお伺いをいたします。

どこの行政のホームページでもありますけれども、市民の皆さん方から市長や、あるいは議会に対する色んな質問とか、そういうコーナーが設けてありますけれども、そういったものも必要ではないかというふうに思っておりますので、よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

3点目につきましては、先ほど上田議員のほうからご質問がありましたので、今回は割愛をさせていただきます。

以上2点、よろしく申し上げます。

○管理者（宮本明雄君）

まず、東日本大震災のがれき処理の受け入れについてということでございます。

まだ、実は何も決まっておられません。というのも、余りにも膨大ということでございまして、この前、石巻に8月5日の日にお伺いしたときに資料をいただいたんですけども、東北3県だけで2,246万7,000tという、これは推計値です。推計値でございまして、これはどうして出したかといいますと、衛星の写真を使いまして、被災した地域を割り出しまして、これに一定の率をかけて出した量が2,246万7,000tと。私どもで処理をしております、この組合で処理をしていますのが年間8万2,000tぐらいですから、全然単位が違ふと。しかも、石巻だけで616万3,000tという膨大な量でございまして。

しかも、当時、4月8日に長崎県を通じまして、どれくらい余裕がありますかというような焼却の余裕ですけども、ありますかという問い合わせがありました。そのときは大体日量30tぐらいと。これは2炉運転で今の余

裕率というのは大体30tぐらいでございまして、250tから260t燃えていまして、搬入するものが大体220tから230tというようなことを計算すれば、大体そのようになるわけでもございまして、そういったこともありますし、まだ当時、放射能の影響というのがどれくらいあるかというようなことは明確になされていない状況での調査ということでございます。

石巻の616万tという数字は、石巻で焼却できている数値の106年分というようなことでもございまして、私どもの焼却場で石巻のやつを全部処分すると仮に仮定しますと75年ほどかかると。この4市のごみを全然処理しなくて75年ぐらいかかるという膨大な量でございまして。

ただ、その推計値は、先ほど申し上げましたように衛星写真等を利用して算出した数字ということもありまして、今の処分場といいますか、一時集積場に運ばれている量はそれよりはるかに少ないというようなことで、今、何といたしましょうか、がわは残っているけど、いずれ撤去しなくてはいけないものを含めてということになりますものですから、そういう形になるのではなかろうかというふうに思っております。

このごみの関係がありましたので、私も石巻の方にお尋ねをいたしましたところ、どうも原発の関係もあって、近いところに国が処理場を造るのではないかなど。2,246万tという数値になりますと、それを輸送するだけでもすごい経費が掛かりますから、どうもそういうふうに動きそうというようなお話は聞きましたけれども、まだ明確に出ていないというようなことでもございまして、国の方針としては、国が直接どうも焼却場を新たに造って、搬入がしやすいところに造って、そこで焼却をするというようなことになりそうというお話は承ってきましたけれども、まだ明確にどういうスキームでやるかということは決まっていないという状況のようでもございます。

全国規模で東北4県、そして関東の北部ということで、どれくらい処理量がそこでできるようなものを造っていくのかというのは、その輸送手段とかなんとかと兼ね合わせた上で政府でご決定をいただけるものというふうに思っております。

いずれにしても大規模な震災でございまして、悲惨な状況でございまして。お互いに助け合うということは、これは論議を待たないところでございましてけれども、この前、京都の大文字焼きの話で放射能の話等もありまして、陸前高田だったでしょうか、そこの松の木ということだったですけれども、そういうものもございまして、慎重に取り扱う必要があるのではないかなどというふうに思っているところでございまして。

いずれにいたしましても、今は何も決まっておられませんけれども、万一そういうことになれば、全国で処分をするということになれば、どこのごみが

来るのかとか、それから、放射線の影響がある地域のごみになるのかとか、色んな意味で、その地域を限定すること自体も非常に難しいんですけれども、そういうことも含めまして、今後の検討課題といたしますか、そういう要請があれば検討はいたしますけれども、単純に私どもがご返事を申し上げたのは、余力のことを言ったわけでごさいますして、その輸送手段も何もかもわかっておりませんし、現実的にはかなり厳しいと。それは近くで焼却場を造って処分したほうが経費も安くなるんじゃないかなというようなことも思いますので、そういったことで今のところは注視をしていると。国の方針、それから県の方針、市町村の方針ということにつきまして、注視をしているという段階でごさいます。

ごみの処理というのは、基本的には市町村の仕事と、自治体の仕事ということになるんですけれども、この場合は特別法等で多分国が乗り出してくるということになるのではないかなというふうに私自身は思っているというふうなところでごさいます。

そういったことで、具体的にはお答えがしにくい部分ではありますが、いずれにいたしましても、この焼却場もダイオキシン問題が発端になっておりまして、市民の圏域の皆様、4市の皆様方の安全と安心を確保するというのが私どもの一番の務めでごさいますので、そういう立場に立ちましてやっていきたいなというふうに思っております。

それから、ホームページでごさいますけれども、これは国民の知る権利というものが随分前から論議をされていて、どこでも情報公開の条例、それから、個人情報保護の条例ということで、そういうことで各市ともにそういう条例を持ちながらやっているということでごさいます。

随分指摘がございまして、ごみの処理量とか、そういうものも今、公開をというか、ホームページで見れるようにいたしましたし、条例とか、規則とか、そういうものについては、今のところ、いつでも見れると。文書では見れるんですけれども、もちろん。そういうことにはしておりますが、ただ、これは各市ではそういうふうな検索ができるような形にしております。

ただ、この条例というのは、大体市の条例と比べますと多分4分の1ぐらいの容量になるかと思しますので、経費的に一番掛からない方法でそれができればなど。各市の持っています公開といいますか、条例とか規則とかを検索できるシステムというのは、そういうソフトウェアを購入しながら、一定の経費が掛かるというようなことで、その更新も全部同じところに委託せんといかんというようなこともごさいますものですから、一番効率的な方法でそういうものを研究させていただければというふうに思います。

公開すること自体は別に何の問題もないだろうというふうに思っております。

すけれども、そういうことで一番経費が掛からなくて効率的にできる方法ということで研究をさせてみたいというふうに思っているという状況でございます。

以上でございます。

○事務局長（松尾博之君）

管理者が答えた以外のことにつきましてご回答を申し上げます。

大きな1番の3、焼却処分時の放射性物質、飛散する比率はどうかについてでございます。

現在の施設の運転委託業者にもし仮にという前提をつけながら、クリーンセンターで処理された場合どうかを確認したところでございます。

それによりますと、放射性物質セシウムは高温反応炉内で熔融処理されると、基本的には放射性物質としての特性は変わらず、副産物で出ておりますスラグに約3割取り込まれ、あとの7割につきましては、炉出口の急冷酸洗浄塔で冷却水に溶けて沈殿し、排水処理工程で金属水酸化物、硫黄、工業塩に取り込まれるため、大気中に放出されるのは極めて微量であろうとの回答を得たところでございますけれども、最終的に冷却水とか、あるいは副産物のスラグに残ることは変わりませんので、今後、それに対応するための施設の増設が必要になってくるのではないかとということは今論議しているということでご理解いただきたいというふうに考えております。

次の小さな4番目、受け入れを決定する前のことにつきましてですけれども、これも仮の話ではありますけれども、現在、当組合と諫早市におきましては、環境保全等についての協定書を平成17年2月25日、操業前でございますけれども、締結をしているところでございます。

この協定は、組合と諫早市が連携し、施設の操業に関し、地域環境の保全及び公害防止に資することを目的とし、具体的な動きとしましては、環境保全及び公害防止体制を確立するために、施設から排出する大気汚染物質等で協定値を定め、それを遵守することにしたものでございます。

ただ、それには放射性物質に関する項目は、17年でございますので当たり前のことですが、含まれておりません。震災からの災害廃棄物の受け入れにつきましては、当組合に対し、先ほど管理者が申し上げましたとおり、要請はあっておらず、その取り扱いについても具体的には決定していないところでございます。

今後万一、仮の話でございますので、万一受け入れがあるとなれば、県を通じて要請があろうかと思われませんが、その際には構成市民の安全・安心を最優先に考え、その上で国、県、諫早市を含めた全構成市と連携、協議を行い、慎重に対処すべきものと考えておるところでございます。

以上です。

○6番（田添政継君）

ホームページのほうは、管理者申し上げていただきましたけれども、ぜひそういうことで市民の方々の利便性を確保していただくようお願いしておきたいというふうに思います。

1点目の問題ですけれども、確かにおっしゃるように、まだ確定していない部分はかなり多いので、私自身もある程度仮定を含めてご質問せざるを得ないんですけれども、ただ、私が一番、今、危惧をしているのは、実は8月12日だったと思うんですけど、がれき処理特別措置法というのが国会で成立をしました。これは、がれき処理を目指す財政措置の法案だというふうに聞いております。

それともう1つ、昨日ぐらいの情報なんですけれども、今週中に汚染がれきの処理についての法案が提案をされて、今週末、可決の見通しだという情報があるんです。

そのことについて、私は非常に今、危惧をしているわけなんですけれども、先ほど管理者も申し上げられましたけれども、災害廃棄物安全評価検討会というのが環境省の中でずっと廃棄物処理をどうするかということで議論されているんですけど、その第1回の会議の中では、確かにおっしゃったように新たな焼却炉を造って、そして、そこで焼却をしようという方針が出されました。しかし、わずか半月ぐらいの間の第2回の検討会の中では、既存の焼却炉を利用していこうと大きくかじが切られているわけです。

それと、もう1つの大きな問題は、放射性物質が焼却炉で処分できる放射性の高さですね、量、これがずっと緩和され、緩和され、例えば、福島であったように1 mSvを年間20 mSvにするというような感じのものなんです。

例えば、今回のがれき処理の中では、震災が始まる前は基準が1 kg当たり100 Bqだったんです。それが現在は1 kg当たり8,000 Bqまで焼却処分にしていいというふうな方針を環境省は出しています。そして、さらに今度、今週末に成立をするであろうと言われているその法案の中では、10万Bqぐらいまでは焼却処分にしていいと。とてつもない放射線量の緩和がなされるわけです。

先ほど事務局長はおっしゃいましたけれども、国と県と市が協議をするというのは、そういう中で諫早市の要望みたいなのが通るかどうかということなんですよ。だから、私は地元の皆さんとか、市長に色々協定を事前にとか、あるいは説明会を開いて欲しいというふうに言ったわけなんですけれども、京都の大文字焼きの問題は管理者のほうからも出されました。これについては、かなり地元、あるいは全国から批判が出たんですよ。何で受け入れられない

のかと。一旦受け入れを決めて、それから色んな対応をすれば、かなりトラブルになる可能性もあるわけです。

そういう状況の中で、ある専門家に言わせると、日本列島がすべて放射能に汚染をされてしまうんじゃないかと、この焼却処理がなされればですね。ですから、そういう立場で話をしておりますし、今も皆さん方もご存じのように、肉牛や、米や、野菜や、魚や、色んなところで汚染物質が検出をされています。多くの外国で、日本の野菜類は一切輸入禁止だということもかなり出てきています。

そういう状況の中で、もしこの焼却処理をすることで放射線が大気中に漏れたりするようなことがあれば、ここら辺の、例えば米とか、野菜とか、あるいはもちろん住民の人たちもですけれども、そういう年間1 mSvという放射能以上を浴びる可能性があるわけですよ。

ですから、管理者は最初に申し上げられましたけれども、受け入れる能力のあることと受け入れることというのは確かに違うかも知りません。しかし、今の段階で国の基準に市も合わせていくんだということじゃなくて、やっぱり独自で色々検討をして、研究していくべきだというふうに思うわけですよ。そこら辺について、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○管理者（宮本明雄君）

長崎県というのは、世界で2カ所目の被爆地でございまして、そういう意味では放射能に対する関心というか、アレルギーというか、そういうものは非常に高い地域であるというふうに思っておりますし、私は諫早市ですけれども、諫早市だけでも、今でも原爆手帳をお持ちの方が4, 100人近くいらっしゃるというような特殊な地域でございまして。そういった意味では、非常に関心も高いのではなかろうかなというふうに思います。

ダイオキシンのときもそうでありましたけれども、ダイオキシンの一番最初の規制値が確か80 ngだったと思うんですけれども、そういったときには、今、議員がおっしゃいましたような論議もあったように聞いております。

放射能に関しましては、国が一定のレベルを示してその安全性を図るべきだといったことで思っておりますけれども、これを全国的に処理が本当にできるのかなというようなことも思っておりますし、いずれにいたしましても、そういうものがお願いというか、協力要請という形で来れば検討はもちろんしますけれども、そういったときには前段として一定の理解が得られる必要がありますし、私はそうはならないのではないかなというふうに思っているということでございます。

万一そういうときがあれば、また別の場でそういうご協議も申し上げんといかんですし、ここは管理者がただ全部決めていいのかということには当然

なりません、その地域地域の、諫早市に焼却炉自体はありますけれども、この運営をしておりますのは4市でございますので、そういった形で論議を深めながら、協力できるものと協力できないもの、一生懸命協力をしたいという気持ちは変わりませんが、そういう危険性が非常に高いということになれば、やはり特定の能力を持った装置を造るのが私はベターな方法じゃないかなというふうに思っております。

今、既存の炉でそういう処理をして、増設をしてみたりとか、うまくいかなくなってみたりとかするよりも、新たにそれを目標にした放射性物質を出さないような炉を研究し、新しく造るのがより安全な方法ではなかろうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（田添政継君）

現実はいかに、そのようになっていないということに私も危惧をしながら質問をさせてもらっております。

実は、この問題はある市民の方からの情報提供がありました。皆さん、読まれた方は多いと思うんですけど、「アエラ」に特集記事が載りました。これで諫早市は1日30t、年間6,500tの受け入れる余裕があるという回答をされているというふうにこの「アエラ」の中では載っております、管理者もおっしゃったように、そういう状況だというのはよく話をしてみるとわかるんですけど、しかし、この週刊誌なんかを見られた方は、受け入れるんだと、受け入れるんじゃないかと、そういうふうに思われているわけですよ。

ですから、管理者にもう一度確認の意味でご答弁をいただきたいんですけども、やっぱりどれくらいの放射線量で、そして、どの程度だったら受け入れられるのかというのは、事前にきちんと地元民や、そういう議会等を通して皆さん方と一緒に事前に検討をしていくというようなことをご理解しておってよろしいでしょうか。

○管理者（宮本明雄君）

先ほどからも申し上げますように、世界で2つ目の被爆県でございますし、そういうことで放射能に対する知識も多いと思いますし、そのアレルギーと怖さというものを十分知っている市民の方が非常に多いという地域であろうと私は思っております。

そういった意味で、先ほども申し上げましたように、放射能を含んでいるということになりますと、それは慎重に取り扱う必要があるというふうに思っております。

機械的に何Bqまでがいいのかとか、そういうことは今、知識としてござい

ませんけれども、それは新たな基準が出て、そして、持ち込まれる基準の値、それから、焼却した際に排出される量の値というものがこのガス化溶融炉、私どもが所有していますガス化溶融炉が合うのかどうかということもありますし、その炉の特性によっても違うというふうに思います。

ガス化の溶融炉にいたしましても色んな方式がありますし、ストーカ炉につきましても色んな方式があるというふうに思いますので、私は今回の場合は、特に福島県とかの放射能値が高いところはそういうふうに新たな施設を、それに適合するような、能力が高いような施設を造ったほうが一番よろしいんではなかろうかなというふうに思っております。

ただ、輸送手段とかなんとかもありますもんですから、そう簡単にいくような話じゃないと。船とかで運んでくる、そしたら一時集積場が必要とか、そういう大きな問題がございますので、そう簡単にはいかないだろうなというふうに思っております。

現地ではまだ、船で運ぶにしても岸壁が十分ないと。漁船でさえも十分につけられないというような状況でございますので、そういった意味では一定の時間をかけながらやられるのではないかなというふうに思っております、そういうときには、先ほどから申し上げておりますように、ある意味、慎重に対応する必要があるというふうに思っております。

以上です。

○6番（田添政継君）

最初から申し上げていただいておりますけれども、2, 200万t余りのそういうがれきが出ている。これは、全国的ながれきが大体5, 000万tというふうなことです。半分以上は今度の震災で出たということですから、そういう中で本当に再建に向けて一生懸命頑張っている皆さん方の気持ちは理解できないわけではないし、そういう意味では管理者と私も同じ気持ちだというふうに思いますけれども、やはりそれが放射線の問題になると、そのことを全国に拡大するかどうかという問題はまた別の問題だというふうに思っておりますので、それと、先ほど紹介しました「アエラ」の中に現行の焼却炉でもきちんと放射能の管理ができるのかどうかということについて、賛否の学者の専門家の意見が載っております。

その中で、今のストーカ方式等を含めて現行の焼却炉の中でもきちんと処理ができるという学者さんの話の中に、煙突のフィルターが放射性物質を除去する仕組みになっているから安全なんだと、そういう指摘なんですよ。

もう一方の方は、当然、もともと焼却炉というのは放射性物質を焼却するような構造物になっていないと。だから、これを使うということは、家庭ごみが混ざるし、それから、先ほど事務局長もおっしゃいましたけれども、色

んなところに放射性物質が拡散する可能性がある。そして、私も皆さんより少し専門的なのかもわかりませんが、現役のときに原子炉まで10mぐらいのところまで行ったことがあります。

そのときに、自分の着ていた服はすべて出てくる時には脱ぎ捨てて、放射性廃棄物として処理をしなければいけない。そんなふうにもものすごい安全管理をしなければいけないんです。そういうことを考えると、ここの施設の職員の皆さん方、作業員の皆さん方のことも大変心配です。

それから、一旦そういうものを焼却炉で燃やしてしまえば、放射性物質というのは、燃やそうが燃やすまいがずっと残り続けるということですから、それは炉内に残るか、大気中に残るか、廃棄物として残るか、ただそれだけのことなんですね。

だから、そういう意味で非常に心配なんですけれども、先ほど事務局長は煙突から大気中に出るのは微量だというふうに言われました。それはどこの情報なんでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

先ほど答弁した部分については、私どものガス化溶融炉方式は、JFEが造りましたこの機械につきましては、そういうふうな情報であると。ただし、全国に4カ所ございますので、それが統一なのかどうか、うちだけがいい、例えば、別のところがだめだという判断がばらばらでは非常に厳しいですので、JFEとしての放射能に対する見解をぜひまとめていただきたいということをお願いしているところでございます。

併せて、「アエラ」の今、言われました記事につきましてでございますけれども、非常に誤解を生みやすい記事の内容になっていると。私どもとしては、なぜこういうふうな記事を書くんだという不信を非常に持っております。

というのは、私どもは30tですけれども、長崎ははるかにそれ以上の量を受け入れるという、通常では考えられない記事になっておりますので、我々としては非常に困惑しているということでご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（田添政継君）

そういうことを含めて、まだ不確定な部分が多いので、これから具体的に受け入れるかどうかという話し合いを含めて、かなり色んな真剣な議論がなされなければいけないようになっていくんじゃないかというふうに思いますけど、私自身は、今まで申し上げましたように、この問題については、全国的に放射能がばらまかれてしまうのではないかという危惧を持っているということをお知らせ、また、この問題は諫早市の問題でもありますから、

ここの組合と諫早市議会のほうでもぜひ取り上げて、市民の安全を守るようなことでの色んな取り組みをしていきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（町田康則君）

これにて通告されました一般質問はすべて終了いたしました

ここで10分間、2時55分まで休憩します。

（午後2時45分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、議案第9号「平成22年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第9号「平成22年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見につきまして、議会の認定に付するものでございます。

それでは、お手元に配付いたしております資料の成果説明書により、平成22年度の決算概要をご説明申し上げます。併せまして決算書のほうをご覧くださいと思います。

成果説明書の5ページをお開きください。決算書では1ページから4ページでございますが、成果説明書5ページ、下の段の7.平成22年度決算収支の状況の表中、22年度の欄をご覧ください。

平成22年度の一般会計歳入歳出決算額は歳入総額31億6,767万2,212円、歳出総額28億1,356万2,907円となり、歳入歳出差引額は3億5,410万9,305円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支も同額で前年度に対し26%の減となりました。

続きまして、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。成果説明書の6ページ、7ページをお開きください。決算書では9ページから12ページでございます。

成果説明書6ページは款別の説明、7ページの上段①は予算額と決算額との比較、中段②は款別の前年度決算額の比較、下段③は過去5年間における決算額の推移をグラフであらわしております。

なお、歳出につきましても同様の体裁でございます。

まず、1款. 分担金及び負担金は、構成4市からの分担金で平成22年度

は組合規約の改正に伴い、前年度比1.7%減の23億5,977万1,000円でした。

なお、構成市別の内訳につきましては、決算書10ページの備考欄に記載をしております。

次に、成果説明書1ページの2款、使用料及び手数料でございますが、1項、使用料及び2項、手数料合計で1億8,094万3,000円でした。

内訳として、1項、使用料は九州電力等が組合敷地内に設置した電柱等に係る敷地使用料で約2万円、2項、手数料は一般家庭や事業所等から直接施設に持ち込まれた一般ごみ約3万tに掛かる手数料で、前年度比1.5%増の1億8,092万3,000円でございます。

4款、財産収入でございますが、組合が保有する基金の預金利子で基金現在高の減及び預金利率の低下により、前年度比84.1%の減の31万円となりました。

内訳につきましては、決算書10ページ備考欄に記載のとおりでございます。

5款、繰入金は、財政調整基金からの繰入金で前年度比58.8%減の1億4,022万9,000円でございます。

6款、繰越金は平成21年度からの純繰越金で、前年度比23.4%増の4億7,226万8,000円でした。

7款、諸収入でございますが、款計で前年度比6.4%増の1,415万1,000円となっております。

内訳として、1項、組合預金利子は歳計及び歳計外現金に係る普通預金の預金利子で30万6,000円、2項、雑入は決算書の12ページに内訳を記載しておりますが、主なものは余熱利用施設の指定管理者から納められた上水使用料1,184万8,000円、有価物につきましては、ごみとして持ち込まれた段ボール等の売り払い料として70万7,000円、副産物販売料66万5,000円などでございます。

なお、不納欠損及び収入未済額はございませんでした。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

成果説明書の8ページ、9ページをお開きください。決算書では15ページから26ページでございます。

成果説明書の8ページ、1款、議会費でございます。平成22年度は特別委員会の設置に伴い研修会などを実施したことにより、決算額は前年度比64.2%増の140万4,000円となりました。

不用額の主なものは、議員報酬及び費用弁償並びに議員研修会講師謝金の

執行残等でございます。

次に、2款. 総務費は、組合の管理運営に係る費用で職員の給与、事務所経費、基金積立金、監査委員費などでございます。決算額は前年度比13.1%減の6,534万3,000円で、執行率は86.9%となっております。

不用額の主なものは、総務課職員数の減や給与改定に伴う人件費の執行残などでございます。

3款. 衛生費は、ごみ処理や余熱利用施設に係る費用で、平成22年度は21年度に実施しました5年経過後の保証事項確認のための検査業務がなくなったことや、ごみ処理が順調に推移したため、酸素発生装置に係る電気代等の光熱費が少なかったことなどにより、決算額は前年度比0.3%減の13億8,967万8,000円で、執行率は84.1%となっております。

不用額の主なものは、光熱水費のほか、運転管理業務及び点検整備補修業務の入札執行残などでございます。

なお、9ページ中段の②款別決算額前年度比較の3款1項3目. 余熱利用施設費につきましては、余熱利用施設の収支が約1,230万円の赤字となったため、協定に基づき、赤字の補てんとして組合から514万3,000円を指定管理者に支出したことから、前年度と比較して約300万円、20.7%の増となったところでございます。

4款. 公債費でございますが、成果説明書の12ページから13ページに、9. 地方債の状況を掲載しておりますので、併せてご覧いただければと考えております。

公債費は、組合の発行した地方債に係る償還金で、平成21年度をピークに穏やかに減少しており、決算額は元金11億9,825万9,000円、利子1億5,887万9,000円で、合わせまして前年度と比べ1.2%減の13億5,713万8,000円となっております。

成果説明書13ページの②公債費の推移をグラフ化したものは、上段が総額、中段の(1)一般廃棄物処理事業債はごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は平成31年度となっております。下段の(2)一般単独事業債は余熱利用施設に係るもので、償還期限は平成32年度となっております。

恐れ入りますが、成果説明書8ページ、9ページにお戻りください。

最後に、5款. 予備費でございますが、充用する案件がなかったため、予算額1,000万円すべて執行残となっております。

以上で歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、関連いたしまして成果説明書の10ページには、用役費の前年度比較及び平成18年度以降の推移を掲載しております。また、11ページ上段には人件費の前

年度比較、中段には基金の状況について掲載いたしております。

なお、7月20日に監査委員により決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいているところであります。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しいただきたいと思います。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

○8番（山口喜久雄君）

山口でございます。12ページの歳入、7款1項1目、雑入です。

小さなことですが、段ボール等の販売料がかなり増えていますけれども、増えた理由が何かあるのか。

それとあと、余剰電力販売料が減っておりますけれども、この理由も教えてください。すみません、21年度に比べてです。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまご質問の段ボール等販売料が21年度より増えているということにつきましてですけれども、販売単価の増によるということから21年度に比較して増になったものでございます。

次に、余剰電力販売料につきましては、発電量の減ということでトータルの少なくなったというふうにご理解いただければと考えております。

以上でございます。

○2番（馬渡光春君）

9ページの基金繰入金でございます。

平成22年度1億4,000千余りの基金の繰り入れがあっておりますけれども、11ページのグラフにもありますように、平成18年は11億700万円ぐらいあったものが、もう22年度末期では1億7,000万円ということで、基金の減少が著しくなっているようでございます。この中には、一番初めは財政調整基金がどんどんどんどん繰り入れられて使用されたわけですが、今後の見通しなんかはどのようになっておりますか。公債費の返還が徐々に減ってきておりますけれども、このように基金が減った場合、各市の負担金に影響は出ないかどうか。どのように考えておられますか、お尋ねをしたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

ただいま質問がありましたように、18年度に基金の残が約11億円あつ

たと。それから、19年度も11億円の残高でございましたけれども、20年度以降、基金を利用いたしまして事業費の当初予算の不足額、これが20年度約4億1,000万円繰り入れをしております。それと併せて、分担金の調整等で20年度で合計4億6,000万円取り崩しております。それから、22年度におきましても、やはり分担金の調整の関係で約1億4,000万円取り崩しをいたし、それから、23年度、本年度になりますけれども、当初予算の増額に伴い8,900万円の取り崩しをいたしております。

そういった中で、結果的には今、22年度の決算でございますので、最終的な基金総額は1億7,095万5,000円という内訳になっておりますけれども、そういった部分でかなり減少しているということで、これにつきまして、じゃあ組合として基金を幾ら持つておけばいいのかということにつきましては、色んな要素がございますので、現在試算を行っているところで、まだ結論は出しておりません。

以上でございます。

○2番（馬渡光春君）

色んな要因があって、こうして11億円から約1億7,000万円、平成23年度の予算にすれば、もう8,000万円ぐらいしか基金がないということでございますけれども、色んな要因で基金を繰り入れてきたわけでございますので、今後の運営に対して大変影響が出てくるんじゃないかと懸念をしておるところでございますし、もう1つ、ずっとこれ当初からあったわけでございますけど、用地取得基金がまだまだ必要かと、財政調整のほうに変更できないかということも考えられるわけでございますけれども、まだこの施設において用地を確保する必要があるのかどうか、その点の管理者の考えを聞きたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

22年度の基金残額のうち、その内訳を申し上げますと、財政調整基金が8,965万9,000円、このうち8,900万円を23年度の当初予算に組み入れをしております。実質は65万9,000円しか今、現在はないと。それから、ごみ処理建設基金が166万4,000円、それから、今、ご指摘を受けました用地取得基金が22年度末で7,963万1,000円ほど残高として残しております。

ご指摘の用地取得費につきましては、以前の議会においても質問が出、まだ用地が100%取得できていないと。どのくらい残っているかといえば、まだ未買収地が1万1,000㎡ほど残していると。ただ、この施設を造るに当たって、ご存じのとおり、色々反対等が起きておりまして、未買収地を残したまま操業を開始して現在まで至っていると。やはり地元の方の中には、

一番近いので21年2月5日の議会で答弁いたしておりますけれども、そういった買収減もございました。よって、組合としては、当初計画の敷地については、やはり今のところできますのが100%の買収を考えるべきじゃないかということ、その方針で現在来ておりますので、用地取得費につきましてもそのまま残さざるを得ないのかなと。ただ、基金状況が逼迫いたしておりますので、目的外であるかどうかにつきましても、今後、議会とも協議をしながら判断をせざるを得ないのかなと考えておるところでございます。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

今聞いて、あと1万1,000㎡ちょっと取得をされていないということでございますけれども、今、取得をした場合、この取得した土地は緑地帯にだけしか活用できないわけじゃないですか。例えば、このクリーンセンターを運営する中においては必ずしも必要じゃない土地になってくるんじゃないか。色んな反対があつて、大きな予算を組み直して建て替え変更もしましたよね。そういう経過があつた中で、この1万1,000㎡を取得した場合、この処理施設に対して何に活用するんですか。単なる緑地帯敷地になるだけじゃないんですか。何か活用の予定があれば教えていただければなと思つて。一番計画当初から本当に理解をしていただいて、大事に祖先からもらってきた土地を理解をして涙ながらに譲っていただいた人、そして、今も余り必要じゃない土地を売りに出される。代は違うと思うんですね。だれでも先祖から相続した土地を手放したくない。しかし、こういう計画があるから、涙して協力をしてやったという人たちの気持ちを大事にしていかなきゃならないし、もし1万1,000㎡の土地の利用を何に計画されているのか、しっかりしたあれができればなるほどと思つておりますけれども、いかがでしょう。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまご質問されましたとおり、未買収地を買収いたしましても、その利用については、言われるように緑地しか活用できないということは十分承知をいたしております。ただ、現在の未買収地は、我々が利用促進を願う、のんご温水センターの目の前だったり、沿道の看板が立っているところとか、どうしても伸び放題の草が放置されているとか、そういったもの等がございますので、やはり我々としては、のんご温水センターの利用者の増も含めたところでも、できますればご協力いただければということが基本でございます。じゃあ、買収したからといってどういう利用計画があるかと言えば、ございません。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかに。柴田議員。

○10番（柴田安宣君）

12ページの余剰電力販売料ということで16万3,000円上がっておりますけれども、これは、今度法が変われば変わってくるだろうと思うんですけれども、こういう場合に、これは売る電力はkW当たり幾らになっているのか。買う場合に、工業用の施設ですから安い値段で入ってくるだろうと思うんですけれども、この差額はどういうふうになっていますかね。

○事務局長（松尾博之君）

売電料につきましてでございますけれども、月平均1,417kWで1万3,630円になっております。年に直せば、1万7,004kWを販売いたしまして16万3,662円となっております。単価が平均9.5円ぐらいの売電料になっているということでご理解いただければというふうに考えております。22年度で平均9.81円、これも夏期、昼間とか、その他、昼間とか夜間とか色々設定しておられるものですから、それに沿って、平均すれば9.5円ぐらいになるだろうということを試算しております。

○10番（柴田安宣君）

新聞等で買い取り単価の値上げということで、35円より後半で落ちつくだろうというふうなことで、これは買うのと売るのの差額が出てくるようですけれども、これ買う場合は幾らで買っているんですかね。

○事務局長（松尾博之君）

買う場合は、22年度におきましてですけれども、電気使用量を買電料で割った場合、約12.2円になっていると。それから、先ほど言われました30円の後半につきましては、家庭用電力を買う場合の料金かなというふうに、確認はしていませんけれども、そのような感じを受けているところでございます。

以上です。

○10番（柴田安宣君）

再質問いいんですかね。そしたら、歳入だけで結構なんですけれども、副産物販売料ということで66万4,816円ですか、上がっておりますけれども、これはどれだけの量を売って、これに掛かる経費というのはどれぐらいの経費が掛かったのか、確認のために説明いただければと思っています。

○事務局長（松尾博之君）

これまで議会の議事録を読み返してみますと、かなりの数で副産物の質問があつてきております。その中ではっきりいたしておりますのが、私どもの処理施設は基本的に最終処分場が要らない、そのかわり副産物は出てくると

いう設計の施設でございます。通常であるストーカー方式であれば、最終処分場に持って行って管理をしていくというところでございますけれども、ガス化熔融炉につきましては、結果的に副産物が発生するのであって、副産物を発生させているということではございません。そこら辺をご理解いただければと思うんですけれども、22年度におきまして副産物はスラグが6,159t、単価は100円でございます。金属水酸化物が825.6t、単価が10円でございます。硫黄が46.08t、これも単価10円でございます。工業塩が825.6t、これも単価10円でございます。そういったのを販売して66万4,816円の収入になっていると。

先ほど申しましたとおり、結果として副産物が発生する、その副産物についてはリサイクルをしているということから、歳出のほうになりますけれども、1,522万5,000円を掛けて搬出し、リサイクルに向けて取り組んでいるということでご理解をいただければと考えております。

以上でございます。

○議長（並川和則君）

ほかに。笠井議員。

○7番（笠井良三君）

お尋ねします。

9ページ、10ページ、手数料ですね。2款2項のところですが、説明によりますと、1億8,092万3,100円の調定額ということでございますが、重量的に3万tということでございました。それで、3万tの内訳といいますか、どういう数量になっておるのかお伺いいたします。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまの持ち込みごみの手数料ですが、先ほど言われたように、22年度決算を1億8,092万3,100円で、それを3万tと言われましたけれども、正確な数字は2万9,841tと。この施設をご利用いただければわかりますとおり、持ち込むときの車両を含めての重量でしかわかりません。最初持ってきたとき重量を量り、ごみピットに入れてもらって帰ってきたときにそのトラックの重さを量り、その差がごみ処理の持ち込んだ量ということで、どれのどういうふうなごみを持ってきたかという中身につきましては把握をいたしておりません。

以上です。

○7番（笠井良三君）

この件については、各業者、事業者のごみだということで認識をいたしておりますけれども、その点の各事業者の重量が確認されているのか、お伺いをいたします。

○事務局長（松尾博之君）

失礼いたしました。家庭系、それから、家庭からの持ち込み、それから、事業系別の把握はいたしておるところでございます。

22年度の家庭系では4万8,906t、事業系では3万1,722tという数字になっております。

以上です。

○7番（笠井良三君）

事業所と家庭系とで両方で幾らになるんですかね。

○事務局長（松尾博之君）

繰り返します。22年度家庭系で4万8,906t、事業系で3万1,722tという数字になっております。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

ほかになければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。柴田議員。

○10番（柴田安宣君）

歳出の事項別明細書の20ページからずっとあるんですけれども、運転管理業務ということで3億円、点検整備補修業務ということで2億1,000万円ここに上がっております。これが例の運転管理業務委託料の年間平均で4億8,700万円の数字がここに出ていると思うんですけれども、その上のほうに光熱水費ということで電気代が1億9,800万円、約2億円ですね。燃料費ということでLNGが2億2,500万円という数字が上がっておりますけれども、これ運転管理業務委託契約と、この燃料費ということは、変更覚書からいけば当然こっちのほうでずっと払ってきているというふうなことになるだろうと思うんですけれども、これがずっと払ってくれば、裁判の結審した後には精算ができるだろうと思うんですけれども、先ほど来言われているとおり、基金ということまで影響してくるだろうということ、年間予定以上の金が、約3億円はここで発生して払っているということがずっとたまっていった場合に、どこら辺で基金が底をついてくるのではなからうかということで、現在の基金の残高はこの決算でいけば1億7,000万円ぐらいだという説明があったんですけれども、今回新しく管理業務以外に約4億1,000万円という金を払わなきゃいかんわけですけれども、ここら辺の兼ね合いはどういうふうに解釈すればいいんですかね。

○事務局長（松尾博之君）

20ページの基本的な部分でございますけれども、今、議員が言われた委託料の中の運転管理業務、それから、点検整備補修業務、これにつきましては施工者でありますJFEと委託契約を結んでいると。それから、その上になりますけれども、需用費の中の燃料費、光熱水費等につきましては組合のほうで支出を行っている。これについては、正直言って裁判の核心の部分でございます。言われているように、その中で、現在平成17年から19年度の3カ年につきましては裁判を起している。

ただし、今、決算でお願いいたしています部分を17年度あたりと比較、17年度あたりというよりも、基準額といいますか、最初のJFEが出した経費内訳書を1とした場合、17年度で1.85倍、18年度で1.91倍、19年度で2.07倍の支払いを組合が行っているということから裁判を起しております。その後、じゃあどうなのかというと、20年度で1.73倍、21年度で1.54倍、22年度のこの決算でも1.54倍の用役費を支払っていると。今回もこの決算でお願いをしていると。

ですから、その3カ年の17年から19年度までとほぼ同じような、金額的には少なくなっておりますけれども、それでも1.54倍の支払いを組合がしているということをかんがみれば、やはり今後同じような裁判になるのか、あるいはJFEとの協議になるのか。いずれにしても、裁判の結果を待って、判決を待って、そこら辺の用役についてもどうするかという判断をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○10番（柴田安宣君）

もとに戻りますけれども、10ページのほうの歳入の中で、各市の負担金がありますよね。これ合計23億5,977万1,000円とありますけれども、この今の負担金で払っていけば、今、1億7,000万円しかない基金の中でやりくりがこの負担金の運用でできるわけですかね。

○事務局長（松尾博之君）

基金につきましては、先ほど申しましたとおり、20年度から21年度、22年度を除いて、当初予算の予算が足りないということで基金から繰り入れを行っているのが現状でございます。23年度も8,900万円基金を取り崩し財源に充てているということから考えれば、やはりこのまま続けば、ある程度のところで基金についてどうするかと、幾ら持つておけばいいのかという部分の論議になってくるのかなというふうに考えております。もし必要であるならば、分担金の増額をお願いするケースにもなり得るかもしれませんが。ただ、それについてはまだ判明いたしておりませんので、今後の課題かなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○10番（柴田安宣君）

1つ伺いたいんですけども、当初の覚書からいきますと、20ページのここにあります運転管理業務の下のほう、性能検査前自主検査整備業務ということで1,500万円、定例分析業務ということで1,200万円、副産物資源化管理業務ということで、これは当然運賃だろうと思うんですけども、1,500万円ですね。下のほうにもろもろがあって、その下のほうに355万7,000円の運転監理業務ということがありますけれども、これは例の5億8,700万円の中に入れて計算していいんじゃないかと私は思うんですけども、そういう解釈はならんですかね。

○事務局長（松尾博之君）

今、裁判にかかわる問題のところでございますけれども、変更契約済みの覚書につきましてはその部分は入っておりません。

以上でございます。

○議長（並川和則君）

ほかに。（「確かに……」と呼ぶ者あり）柴田議員、3回目です。もう終わりましたので。山口議員。

○8番（山口喜久雄君）

3款1項1目、クリーンセンター費なんですけど、その20ページ、11節需用費、燃料費が21年度に比べて増になっておりますね。これはなぜ増になったのかということ。

それとあと、先ほどちょっと話出ました委託料なんですけど、定例分析業務ですね、これも減っておりますけれども、これ年度によって変動があるのかどうかですね。

それと、電気設備点検業務も増えております。これも何で21年度に比べて増えたり減ったりするのか。

それと、もう1つが、3款1項2目リレーセンター費ですけども、東部リレーセンターの点検整備補修業務、これも300万円ぐらい増えていると私思うんですが、これはどうして増えたのか。あと西部リレーセンターの点検整備補修業務、これも増えておりますね。そこら辺のところを説明をお願いいたします。

○総務課長（中村秀憲君）

まず燃料費のところでございますが、LNGでございます。使用する量自体は前年度より158t程度減っております。ただし、決算額で申しますと1,230万円程度増えております。これは、LNGの単価が平均しましてトン当たり7,200円程度高くなったというところでございます。

次、定例分析でございますけれども、これは毎年度入札を実施しておりますので、それで前年度と差が出てくるということでございます。

それから、電気設備の定期点検も毎年度入札を実施しておりますので、変わってまいります。

それと、点検整備補修業務でございますけれども、これは年によりまして点検する箇所が変わってまいりますので、年度で増減がございます。

以上でございます。（発言する者あり）同じでございます。

○2番（馬渡光春君）

すみません、単純なことをちょっとお尋ねします。

20ページの委託料の中に定例の分析業務で1,266万円、これはJFEの業務のほうがすると思えますけど、リレーセンターのほうの22ページ、同じく委託料で定例分析業務、これはごみ質の検査をするという業務でしょうか、まず。

○施設課長（寺田集施君）

リレーセンターの定例分析につきましては、騒音であるとか振動であるとか、その辺の調査ということになっております。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

例えば、委託料の定例分析業務、20ページのほうはごみ質のほうですか、それとも、騒音とか色んな環境整備のほうかな。どっちですか。

○施設課長（寺田集施君）

クリーンセンターの定例分析につきましては、ごみ質も含めたところで騒音とかその辺の調査ということで、リレーセンターについてはごみ質が入っていないところでございます。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、これを認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

異議なしと認めます。よって、議案第9号は認定することに決定いたしました。

次、日程第9、決議案第1号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の調査に関する決議」を議題といたします。

提案理由について提出者の説明を求めます。提案理由説明者、西口議員。

○4番(西口雪夫君)

県央県南広域環境組合ごみ処理施設の調査に関する決議案を提出させていただきます。

提出者は私、西口雪夫、賛同者は、柴田安宣議員、町田康則議員、松永隆志議員、田添政継議員、笠井良三議員、上田篤議員、以上でございます。

1. 調査事項。

本議会は地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) JFEエンジニアリング株式会社による県央県南クリーンセンター施設の設計・建設に関することについて。

2. 特別委員会の設置。

本調査は、地方自治法第110条及び県央県南環境組合委員会条例第4条の規定により、委員、ここ8名としていますけれども、7名に変更をお願い申し上げたいと思います。委員7人から成るごみ処理施設に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3. 調査権限。

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任をする。

4. 調査期限。

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 調査経費。

本調査に要する経費は本年度500万円以内とする。

ちなみに、地方自治法第100条第1項は、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求できる権限となっております。

地方自治法第98条第1項は、調査事項に関係のある書類及び計算書を検閲し、長その他の執行機関の報告を請求して、事務の管理などを検査する権限を特別委員会に委任するとあります。

地方自治法第110条は、普通公共団体の議会は条例で特別委員会を置く

ことができるとなっております。

県央県南広域環境組合議会委員会条例第4条は、特別委員会はある場合において、議会の議決で置く。特別委員の定数は議会の議決で置くとなっております。

それでは、決議案第1号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の調査に関する決議」の提案理由の説明をいたします。

本決議案は、調査事項に示した1. JFEエンジニアリング株式会社による県央県南クリーンセンターの施設の設計・建設に関することについての調査をするため、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置を求めるところでございます。

県央県南広域環境組合ごみ処理施設は、諫早市、雲仙市、島原市、南島原市の4市で構成する県央県南広域環境組合が設置をし、平成17年4月から稼働しているごみ処理施設です。この施設は平成14年8月に組合の機種選定小委員会で熱分解ガス化溶融方式に決定し、当時、この方式を建設することができる国内のメーカー6社に入札前に年間経費等の入札指名業者への応札条件を示し、この条件の最後に、「以上の応札条件のすべてを満たすことができない場合は指名競争入札参加者指名通知を取り消すこととします」と注記をし、各メーカーから年間経費内訳書を取り寄せ、その応札条件をクリアすることを条件に、平成14年10月30日に入札を執行し、議会の議決を経て、平成14年11月7日に工事請負契約を締結したものです。

入札の結果、当時の川崎製鉄株式会社が落札後、建設に着手をし、平成17年4月に稼働をしましたが、稼働当初から現在に至るまで、処理性能及びコスト性能が達成されておらず、債務が完全に履行されたとは言いがたい施設であるとしか言いようがありません。

現在、川崎製鉄株式会社は、日本鋼管株式会社と合併をし、社名もJFEエンジニアリング株式会社となり、平成17年度から19年度までの間の過剰に組合が支出することになった費用について、県央県南広域環境組合と裁判中ではありますが、議会としてもこの核心である入札指名業者への応札条件と提出されました年間経費内訳書に対する現在のクリーンセンターの処理性能の乖離について調査すべきであると考えております。

裁判におけるJFEエンジニアリング株式会社の主張は、当初から経費性能の保証は2,000Kcalで、年間8万665tの処理の主張を繰り返すのみで、施設の債務不完全履行に関しては、あえて避けている印象を受けているため、議会としても調査権を有する百条委員会を早急に設置し、JFEエンジニアリング株式会社による県央県南クリーンセンターの施設の設計・建設に関し、真相を解明していく趣旨で提案する次第でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

ただいまの提案理由の中で、2番ですけど、特別委員会の設置の中の委員「8人」ということで手元の資料の中にはあっていると思いますが、それを「7人」という変更をされましたけど、この場では変更できませんので、これが可決されて全員協議会を開き、委員会構成等もまた議論していただきますので、その中で結果が出ましたら、またこの本会議の中で訂正方動議を出していただきたいと思っておりますので、このまま8名でいきたいと思えます。

では、これより質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

ちょっとお尋ねをしたいと思います。

今、JFEとの平成20年9月30日に債務不履行に基づく損害賠償が提訴をされて3年目を迎えて、裁判が約12回ということ、平成17年から19年度、3年間の用役費の清算について裁判が行われて係争中でございますけれども、管理者からお話がありましたように、来年度初めに終結して、年度初めぐらいには判決が下りるんだというこの時期に出す必要は何かあったんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

それと、目的であります県央県南クリーンセンター施設の設計・建設に関することということですけど、何か大ざっぱで焦点が見えませんが、どのようなところをどのような形で調査をされるのかお尋ねをしたいと思います。

それと、百条委員会については、法的な権利が発生すると思えますし、民事訴訟法に関する規定の中で証人の出頭とか、証言とか、色んな今までできなかった証言並びに記録の提出などが求められるわけでございますけど、これについてはやっぱり法的な知識を有していなければ、大変人権問題とか色んなことになってくると思えますが、その点はどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○4番（西口雪夫君）

先ほどの1点目の、今出した時期、目的を質問されましたけれども、前回21年8月に一度、百条委員会の設置の決議案がありましたけれども、そのときの目的は、入札、あるいは機種選定のほうを目的とした、組合を相手にした目的の調査決議案ではなかったかと思えます。今回私が提案しているのは、あくまでもJFEエンジニアリング株式会社による設計・建設ということで、ここに大ざっぱと言われましたけれども、すみません、ここは私はすべてを含んで、これは性能も含んでいることと思っておりますので、申しわけございません。性能も含んでいると私は、申しわけございませんけれども。

一番の私のねらいは性能が達成されていないということでございますので、先ほど私も説明文の中で申し上げたつもりでございますけれども、あくまでも年間経費内訳書に対する現在のクリーンセンターの施設性能の乖離について調査したいということを書いておりますので、この辺をまず調査していきたいと思っております。

そして、先ほどの100条は法的に非常に厳しい、私も存じ上げております。百条委員会は顧問弁護士もつけていいとなっておりますので、その辺を十分に話し合いをしながら、私も素人でございますので、十分に勉強しながら慎重に事を進めていきたいと考えております。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

性能というのを含んでいるということですね。しかし、このクリーンセンターというのは特殊な構造物でございます、設計とか、性能とか、本当に専門的な知識を有する調査をしなければ大変なことになってくるんじゃないかなど。私も17年からこの議員をしておりまして、本当に用役費が多過ぎるなど。これは十分私も承知をしているところでございますけれども、そのところは慎重にいつて、どのようなところをどのような形でということが一番焦点になってくるんじゃないかなど。これは調査で平成22年2月12日も調査特別委員会をつくっておられますね。また全議員が特別委員となっているわけですが、これでできなかったこと、これは制限があるわけでございますので、2回目はできないと思っておりますけれども、それで足りなかったから今度百条と。一応特別委員会ができておりますので、特別委員会との整合性をちょっと聞きたいと思っております。

それと、年間の経費が500万円と。以前聞いたときは200万円ということでございましたけれども、この積算はどのような形で考えておられますか、お尋ねをしたいと思っております。

もう1つは、一部事務組合でございますので、4市で構成をしておりますけれども、4市の議員の任期がばらばらでございます。普通、地方自治体の議会は4年という形で統一性があるわけでございますけれども、それぞれの構成の議員が出てくるわけでございます、委員の任期がばらばら変わってくるわけですね。この継続性は考えていかなければ、つくったけど、委員が出てきてちょっと委員が足らんやったりとか、そういうことがないようにしていかなければ大変なことになるんじゃないかなど思っておりますけど、その継続性についてお尋ねをしたいと思っております。

○4番（西口雪夫君）

最後の質問の任期でございますけれども、今、確かに4市それぞれの任期

が違っております。今、一番間近にあるのが、次は多分諫早市議会ですかね。それで、私はこの調査特別委員会、百条委員会はそうだとしたら2年間とか長期にわたるものではないと思っておりますので、少なくとも1年半、あるいは2年間の期間を区切ってやっていくべきと思っておりますので、その辺は今の編成の委員の中でできるんじゃないかなと思っております。

2点目の500万円の件でございますけれども、前回の調査特別委員会は200万円ということが提示されておりました。今回は前回と違いまして、弁護士費用とか、あるいは旅費の費用弁償かれこれも含めたいと思っておりますので、そういったことで考えております。

1点目は何やったですかね。（発言する者あり）性能は、私、このプラントの一番の今回調査するのは、やっぱり設計と実証テストについてまず項目を挙げたいと思っております。といいますのが、本来、このプラントは1日当たり1炉120t、2炉で240tの処理能力を持っておりますけれども、稼働当初よりこの処理能力が全く稼働されていないで長崎の方にごみ処理を委託した経緯もございます。今、確かに最近処理能力は達成できたというご報告でございますけれども、当時どうしてこの処理能力がなかったのか。本格稼働しました平成17年4月1日以降、全く達成できずにこういったことが起きております。試験運転が開始されました平成16年10月8日から引き渡しをされました平成17年3月31日までの172日間にわたって試験がされておりますけれども、この間に予備性能試験が17日間、引き渡し性能試験が4日間されております。このときのデータが本当に120t、あるいは240t、それで5億8,700万円という数値を果たして達成できたデータなのか、この辺も十分に調査する必要があると思っております。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

馬渡です。もう3回目でございますので。

百条委員会、本当に慎重にしていかなければ大変なことで、もう思いだけでやっても大変なことだと思います。証人を出頭させて呼ぶと、それにはまた費用弁償も掛かりますし、正当な理由がなかったら過料を科すとか、罰則規定が盛り込まれているわけでございますので、大体、今からの大まかなシミュレーションはもうできていると思いますけど、どういう方を呼び出して、尋問は委員がすべきでございますけれども、人権にかからないようにしなければならぬと思いますし、何度も言うようにですけど、この性能とか、設計に対する知識ですね。尋問は委員がその関係者をするわけだと思いますけれども、その点でのところも、私たち議員が設計とか、本当専門分野じゃありませんのでわかりませんけれども、どのような形で、すみません私は、漠然

としてよくはつきりわからんとですけど、J F Eの設計者を呼ぶのか、それとも、それまでの機種を選定した人たちを出頭して証言をさせるのか、どのようなことを想定されているのでしょうかね。もう3回目でちょっと私もあれしますけど。その点どのように考えておられますか、お尋ねをしたいと思います。

○4番（西口雪夫君）

今回、まだ設置は認定されておられません。ただ、自分たちの思いとしましては、とにかく当時携わったJ F Eの関係の方々、そして、そのときのデータすべてを調査しながら、この乖離についてやはり調査すべきが議員の責務と思っておりますので、慎重に7名で、ここまだわかりませんが、委員で慎重に弁護士さんとも、また、組合の皆さんご協力いただきながらやっいていこうかと思っております。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかに。林田議員。

○1番（林田 勉君）

1番、島原市議の林田と言います。よろしく申し上げます。

先ほど馬渡議員もちょっと触れられたんですけど、この百条の提出の調査事項の中で、設計・建設に関するということだったものですから、今回百条委員会を設置する中で、ハードの面についてご調査されるのかなというふうに思ったんですけど、その中で、性能の部分もというふうに後でちょっとつけ加えられておられました。

その中で、先ほども出ましたとおり、このプラントというのは最高の技術レベル、また、建設技術の中で設置されたものだろうと思うんですけど、そういったものを今回さらに調査されるということで、第三者、もしくはそういう研究者、先ほども言われましたとおり、このJ F E、もしくは相当するそういうプラントの技術者の方を呼ばれると思うんですけど、そういった中で、本当にそこまでの技術的なものを引き出せるようなことができるのかですね。本当にこのような高度な技術というのは、もう私たちが思っている以上のレベルではないかなと思うんですけど、そこいらの今後の展開というのを少しお聞かせいただければと思いますが。

○4番（西口雪夫君）

先ほど言いましたように、今後の展開というのがまた設置されてから十分に皆さんと論議してからと思っておりますけれども、先ほど実は前回の特別委員会の中で炉の有用性の委員会の中で、九州管内、山口県まで行きましたけれども、同じガス化溶融炉の研究をしてみました。その中で、私が思っ

た以上にほかのメーカーの炉もかなり、うちが1万2,660円でしたかね、トン当たりの経費がですね。シャフト方式で2万円、宇部は9,000円ぐらいの経費やったんですけれども、あとシャフト方式とキルン方式は1万8,000円とか2万円とかの経費を出していたんですね。それで、私も、あれ、諫早ばかり高かっちゃなかとなと思いはしたんですけれども、ただ、その数字の中には今、液体酸素が含まれておりません。それはもう用役に入っておりませんので、その分は多分JFEさんが払っていらっしゃると思いますけれども、それを加えますと、かなりまた上がるとは思います。ただ、私たちにはそのときに勉強しまして気づいたことは、もちろんこのガス化溶融炉、JFEが発注されました全国4カ所、徳島、岡山、埼玉ですか、とうちと4カ所ありますけれども、ほかの組合は、私、うちの組合の皆さんに感謝申し上げたいのは、6億7,500万円という応札条件を提示して、先ほど言いましたように、そして、向こうから、年間経費内訳書を取り寄せているんですね。それがJFEさんが5億8,700万円以内でします、あと罰則はおたくの責任ですよということを明記されていたんですね。ところが、今、これが実際稼働した後に、処理能力はもちろんのこと、性能も全く達成されていないんですね。本来ならば、5億8,700万円という数字も達成されるべきなんです。と思います。ですから、私はこの辺を、私は組合として、この組合が一番当時奮闘された方々に感謝申し上げたいのは、相手と対峙する材料を持ち合わせているのはうちの組合だけかと思えます。この前、視察に行きましたよその組合は、全くこういう応札条件とか、年間経費内訳書の提出していないんですね。ですから、向こうと裁判もできない、訴えもできないというのが現状なんです。ところが、県央県南広域環境組合はこれがございしますので、私はこの辺を一番大事にしながら争っていかうかと思っております。

以上です。

○1番（林田 勉君）

はい、ありがとうございます。

そしたら、もう1つなんですけど、この百条、私も今回改めて議員にさせていただいたんですけど、その前にも1回百条を出されて否決されたという経緯もありながら、今回、先ほど管理者のほうからも説明ありましたとおり、もう来年の春、もしくは年度が変わるころには判決が出るだろうというこの時期にどうして設立をされるのか。もし設立をして動き出した場合、その裁判に影響を与えることがないのか、そこいらをどのようにお考えなのか。また、判決を長引かせることにはならないのかですね。そういったところをどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○4番（西口雪夫君）

私もこういった詳しい勉強をしておりませんでしたので、この前、支度しております弁護士機関にちょっとお聞きをしました。裁判と百条委員会の関係ですね、よく裁判に差し支えるからやるなど、そういった意見もございませぬけれども、制度が目的と異なっているということで、そこに独立的であるということで侵害とする視点が誤りであるとお聞きしております。そして、司法権の侵害を口実にした百条制約論は、ためにする議論、そういうことを言われました。そういうことに意義づけるようなあれですぐ言ってしまおうという、それは関係ないということと言われました。そして、百条委員会は議会自身による以外には制約されないもので、これは十分にいいんじゃないかということをお聞きしております。そういったことをお聞きした上で、今回設立に向けて動き出した次第でございます。

以上です。

○1番（林田 勉君）

はい、ありがとうございます。

最後に、5の予算のほうは500万円というふうになっておりますけど、この根拠をお聞かせいただければと思います。

○4番（西口雪夫君）

先ほど説明したつもりでおりますけれども、やはり弁護士さんの顧問弁護士費用もかなり掛かると思いますし、招致したときの費用弁償かれこれも今までの調査特別委員会とは違うと思いますので、一応500万円を計上させていただきたいと考えております。

そして、先ほどの裁判をしている今の時期にいいのかというご意見でございましたけれども、私はあくまでも裁判の後押しをする意味で今、設置しようということで考えております。

以上です。

○議長（並川和則君）

傍聴席のほうは拍手等はしないでください。

小嶋議員。

○11番（小嶋光明君）

私は南島原市選出の小嶋ですが、設計・建設に対しての百条ですね。これは普通の建設と違って、これはJFE独自のプラントの設計であり、ほかの我々が見てもそれはわからんんじゃないかと、設置してもですよ。ただ、今、言われるのは、当初の契約になっていないからそれを調査するんだと言われるけど、これは裁判のほうでしよるわけですね。現在はそれでごみは足りないように燃えとると、改善をしたら燃えているんだと。どの辺を重点的に

やるのか。設計なんかはだれが見てもJFEしかわからんことですよ、独自のやり方だから。その辺をどういうふうと考えてあるのか、お尋ねをまず1点目させていただきます。

○4番（西口雪夫君）

私も専門でございませんでわかりませんけれども、実際応札条件に対する年間経費として5億8,700万円という数字は向こうが提示しているわけですね。それがまだ今、達成されていないと。確かに処理能力は今、120t、2炉で240tから260t燃えるということで達成されておりますけれども、私たちは、さっきも笠井議員の質問にあったように、燃えさえすればいいじゃなくて、やっぱり一番の問題は経費が、コスト性能がまだ全然達成されとらん。さっきも言われました、今でも1.54倍ですか。6年経った今でさえ1.54倍の経費が掛かっているということですね。やはり議員としてここは追及していくべきかと思っておりますけれども。

以上です。

○11番（小嶋光明君）

その経費については、JFEがごみ質のカロリーベースの計算をしたわけですよ。今の現状のごみ質はそれよりも下回るとるか、そういうふうな状況だったと私も記憶しておりますけど、定かではありませんけれども。

そういう中で、全く、私も島原選出の皆さん方言われたように、裁判が終わってからも別に構わんのじゃないかと。それで、結果を見ながら百条委員会を設置し、西口議員が発起人、賛同者の皆さんにこの方々というのを言われるとおり、裁判を踏まえて、結果が出て、その後設置をして、それで、こういうふうになっとるんだけどどうだろうかという考えならば、私たちも、それはなるほどなと思っておりますけれども、現況の中では、カロリーも最初こちらが提示したカロリーとごみ質のカロリーが違う。そしたら、JFEはそれだけのカロリーが低いから燃えないんですよ、燃料が要りますよということを書いてきておる。そこら辺は現在わかっていることであれば、百条をする必要はないわけですよ。

それで、設計にしても、JFEが企業秘密であって開示をしないんですよと言われればそれまでですたいね。それでほかの業者さんが持ってきても、いや、おたくのと違いますよと言われれば、どこで判断をするのか。建設業であれば、手抜きであれば強度がないから、ここが指摘をできますよ。だけど、プラントに関しては全然、4社あれば4社とも違うわけですよ。独自性を持って開発しながらしてきとる。その辺をどこら辺で判断して欠陥ですよとか言うのか。していくためにはやっぱり結果を出さなきゃいかん、百条するには。慎重にしていかにゃならんのに、まだ裁判も継続中である。そこで百

条をするのが必要なのかと。裁判で出て、ここがこうだったからこうしましょうと、それがJFEができなかった場合は、百条でこうこうだから、おたくの欠陥があったからこうですよというところまで問い詰めることもできるだろうと思うんですけど、いかがですかね、西口議員。

○4番（西口雪夫君）

先ほど、ごみ質が2,000kcalで8万665t、その2,000kcalも言われましたけれども、私は、こちらのごみ質が例えば1,500とか1,800とか非常に下がっておれば、それは仕方ないと思いますけれども、検査した結果は、かなり2,000kcal近いんですね。何回か上がっているんですよ、今の検査結果がですね。そういう状況の中で、8万665t処理することを前提とするだけで、1tでも多かったり少なかったりしたら罰則は適用されないというふうには言っているんですね。これは全く矛盾していると思います。

それで、先ほど何で今かと言われますけれども、じゃあ、この裁判1回で終結すればいいんですねけれども、もしこれが判決が出て、どちらが控訴する。また今、裁判中だぞ、何で今すつとかと言われはせんですかね。私たちはあくまでも百条委員会として議会の後押しができるんじゃないかという判断の上に立って、今、設置を計画しているところです。

以上です。

○11番（小嶋光明君）

今後も瑕疵担保期間があと8年しかない。その後10年間お願いできるのか、できないのか、そこら辺まで絡んでくるわけですよ、これの問題は。うちの新しく設置をするために、15年であと8年でいいですよということであれば、別に私は構わんと思うんです。しかし、今後もJFEでないと稼働できないという状況の中でですよ、そこまでして、あと15年経ったから瑕疵担保期間がなくなりましたので終わりますと言われたときにどうするのか。そこまで考えて百条をされるのか、その辺もひとつお伺いしておきます。これで終わりますけん。

○4番（西口雪夫君）

私たちは、今、百条を立ち上げようとしております。瑕疵担保期間15年過ぎたとき、果たして今、先ほど管理者からもありましたけれども、裁判に差し支えるということでJFEさんが私たちに提示されない金額が、液体酸素、そして、人件費かれこれかなりあると思うんですね。この辺がもし15年、瑕疵担保を過ぎたときのあとの経費ですね、この辺の問題も非常に問題になると思うんです。向こうも一流企業ですので、まさかせんと言って逃げらすわけはないと思いますけどね、私は。

○8番（山口喜久雄君）

提案者にお尋ねします。

先ほど弁護士に相談をされたというお話でしたが、何人の弁護士に相談をされたのでしょうか。

○4番（西口雪夫君）

私もそんなに顔が広うございませんので、1人の弁護士さんにご意見をお伺いいたしました。

○8番（山口喜久雄君）

弁護士さんというのは人それぞれ色々な意見をお持ちでございまして、1つの法律についても弁護士さんによって解釈の仕方が違うということが間々ございます。それで裁判が戦われているわけでもございまして、そういう意味では、今、JFEとちょうど裁判をしている最中。非常にタイミング的にどうなのかというのが一つ心配でありますし、これはあくまで一つの参考でございますけれども、広瀬和彦さんという全国市議会議長会法制参事という方が「百条調査ハンドブック」というのを平成20年に刊行されておりますけれども、その中にこう書いてございます。

「司法権との関係による限界」と。「百条調査権は司法権の独立を侵害しない範囲において、当該団体の事務に関する事項について調査の対象とすることができる。ここで司法権の独立の侵害とは、議会が行う百条調査により裁判官が裁判を行うに当たって、重大な影響を及ぼすような調査を指す。それゆえ、議会は裁判に影響を与えないように十分配慮した調査をする必要がある。」というような文言もございますけれども、そういう意味では非常に慎重に慎重を重ねなければいけないという事案だろうと思います。そこら辺について、提案者のご意見をお願いします。

○4番（西口雪夫君）

私たちも十分に慎重にやってきたと考えております。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

ほかになければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。山口議員。

○8番（山口喜久雄君）

諫早選出の山口でございます。私は決議案第1号に対して反対の立場で討論いたします。

このたびJFEエンジニアリング株式会社による県央県南クリーンセンターの施設の設計・建設、先ほどは性能というところまでおっしゃいましたけれども、県央県南クリーンセンターの施設の設計・建設に関することについて調査をすることを目的とし百条委員会を設置するという議案でございますが、百条委員会の設置のことにつきましては、今までも数回にわたって提案されては、裁判で係争中でもあり時期を考えるべきという意見や、裁判に悪影響を与えかねないとし、また、裁判所よりも精度の高い調査ができるのかなど、さまざまな反対討論があり、否決されてきた経緯がございます。

今回の決議案についても、既に新聞報道等でご存じのように、我が諫早市議会において去る8月17日に全員協議会が開催をされ、組合議会議案の提案を予定しているとの提案者からの説明があり、賛否両論意見がありました。

慎重派の意見として、裁判の係争中ではないか、また、裁判を起こす前に百条委員会の設置も視野に入れた話し合いを組合議会議会内でも持ったが、百条委員会では限界があり、やはり裁判を起こすのが問題解決には一番いい方法だということで訴えの提起を指示した経緯からも、百条委員会設置には賛成できないなどの意見がありました。

私が思いますに、裁判で係争中の事案に対して屋上屋を重ねるような百条委員会を数百万円の、ここで言えば500万円以下となっておりますが、経費を掛けて設置をしても、JFEエンジニアリングからは裁判で係争中の事案ですのでという理由で期待されるような証言を引き出すことは至難のわざではないかと思われまして、それでなくても、百条委員会は民事訴訟法にのっとって運営されると理解しておりますけれども、民事訴訟法の第197条中の技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合には証言を拒否できるとの条文を引用する可能性も否定できません。

このように目的達成が困難な事案に貴重な構成4市の市民の税金を使うことをよしとせず、むしろ裁判の勝利のために全力で支援することに力を注ぐべきと思ひ、第1号決議案に反対の立場で討論させていただきました。議員各位の賛同を何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（並川和則君）

次、賛成討論のある方はどうぞ。柴田議員。

○10番（柴田安宣君）

私は賛成の立場で討論をいたします。

このごみ施設は、今までずっと皆さん方の意見を聞いておりますと、ほかの機材とか施設とかと違って、そういう設計とか建設とかに関して素人で果たしてできるのかというふうな意見もありますし、また、今、言われたとお

り、裁判に対してどうだという意見もあります。確かにそれぞれの意見はあると思うんですけども、私は大きな考え方の中で、1つよその施設と違うのは、ここは各施設等を回ってみますと、応札条件から、年間経費内訳書等を提出させたり、また、当初覚書ですね、性能保証の覚書をとって、そして、それをクリアした会社のみが入札に参加してよろしいと。これ1点でもクリアできなかった場合は、入札を取りやめるか、もしくは取り消すかということの条件でもって参加し、入札が行われたと。それも、年間のごみの処理量を8万665t、この量を応札条件で6億7,500万円と。当初、性能保証の覚書で5億8,700万円ということで実施されてきた経緯があるわけです。これは性能発注の機械なんです。普通の建物を建てたりなんかする入札じゃないんです。8万665tのごみを6億7,500万円以下でやる会社じゃないと参加できませんよということで、これをクリアするために発注仕様書をつけて、キルン式とか、シャフト式とか、流動床式とか、サーモセレクト方式の場合はどうするということを含めて入札にかけた経緯があるわけです。ですから、これはその後、変更覚書が取り交わされた中では、それが5億8,700万円から変わってきていると。何で大きく変わったのかは、用役費を外してある。そして、助燃剤も外してあると。それは必要経費に入れてあるというもろもろがありますし、そういうことで、今、裁判の行われているやつが来年でも結審しようという状況なんです。

ですから、これにどうなのかといたら、発注して造った炉が発注したとおりにできなかった場合は、だれが見ても欠陥品なんです。それを指摘するためにこの百条は立ち上げているというふうなことで、今の時期以外に、それぞれの論陣が張って覆すことができないことになってから、裁判が終わった後にこれを立ち上げても、それを覆すだけの根拠がない場合は百条をつくる意味がないだろうと。

僕は今、やっている裁判に対して、損害賠償の裁判に際しても、全く同じ趣旨で賛同し、そして、これを立ち上げることによって、そういう今までの経緯を調べることによって、そして、性能保証の覚書に基づくこの機械の炉の性能が足りないということも立証することによって、その数字の中で出てくるわけですから、それを立証することによって裁判に必ずしも有利になるというふうに私は解釈をして、この百条委員会の決議に賛同をするものでございます。

以上でございます。

○議長（並川和則君）

ほかに。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

私はより慎重にということで反対討論をしたいと思います。

今、お話がありましたように、平成20年9月30日、組合から提訴をされております。それで、債務不履行に基づく損害賠償の裁判が今、係争中がございます。本来ならば、特別委員会をつくって、それだけの百条委員会をつくって裁判所に訴えるのが大体筋だと思いますけれども、逆に組合からも提訴されて係争中でありまして。今、反対議員の諫早の山口議員が言われたように、もし係争中を理由において色んな証言ができなかったり、色んな出頭ができなかったということでは、百条委員会の効力も出てこないんじゃないかなと思っておりますし、百条委員会で思っただけでは本当に大変なリスクを抱えてくるんじゃないかなと。今、この組合議会13人、心を一つにして本当に慎重に持っていくべきだと思っております。その辺につきまして、今、係争中であり、来年度初めに判決が下りるということですので、私はより慎重を期すべきということで反対討論をしたいと思います。

○議長（並川和則君）

そしたら、もう一方、賛成討論の方。松永議員。

○5番（松永隆志君）

今回のこの件に関しましては、そもそもの応札条件が当初から達成できていれば、こういう問題は全く起きていないわけです。そして、その応札条件の中の処理性能、そして、コスト性能、これらが満たされていない。特にコスト性能については、実際のところ、いまだかつて助燃剤とか、本当に幾らの処理経費が掛っているのかということがJFE側の中で見えてこない部分があるわけです。こうなってきますと、将来的に私たちがこの5年後、10年後、新しいごみ焼却施設を考えていく場合においても、どのようなタイプでどのようにしていくのか、そして、今のこの機械をどう評価していくか、そこができないわけです。そういう意味でも、私らは絶対に今の時点として、この今の機械の性能についてきちっとした評価をしないとイケないと思っております。

確かに言われるように、裁判係争中がございます。しかしながら、いつどの時期で私ら議会として、この問題についてきちっとした形でこの機械についての評価をなしていくか。今しかないんじゃないかと、私はそう思っております。確かに素人の集まりです。しかしながら、実際裁判で争われている裁判官にしろ、弁護士、そういう方々だって何も技術のプロじゃないわけです。私ら議員として、そして、特にこの事務局等の方々の知恵、そういうものをお借りしながら、例えば、経費の点とか見える部分についてだけでもきちっとした形で、これらの今の機械がそもそもの応札条件を満たしていない、それはなぜなのか、そもそもこの機械そのものがここに据えられた時点にお

いて、それらの性能を持っていなかったんじゃないか。その辺のところをきちっと検証していく。そういう意味で、私は今回の百条委員会の立ち上げに賛成するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

ほかになければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。県央県南広域環境組合ごみ処理施設の調査に関する決議に賛成の方は起立をお願いします。賛成の方。

（賛成者起立）

○議長（並川和則君）

起立多数であります。よって、県央県南広域環境組合ごみ処理施設の調査に関する決議は原案どおり可決されました。

よって、ただいまから全員協議会、また、議会運営委員会を開催いたしますので、しばらく休憩をいたします。移動のほうをお願いいたします。

（午後4時23分 休憩）

（午後4時28分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

西口議員。

○4番（西口雪夫君）

この際動議を提出いたします。先ほどの決議案の中で、2番目の特別委員会の設置のところで、ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の定数を「8名」としておりましたけれども、「7名」へ変更していただきたいと思っております。

（「賛成」の声あり）

○議長（並川和則君）

ただいま西口議員のほうから、ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の定数を「8名」から「7名」に変更したいという動議が出ております。所定の賛成者がおりますので動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。本動議を日程に追加し、議題とすることに決定いた

しました。

日程第10「ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の定数の変更について」を議題といたします。ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の定数を「8名」から「7名」に変更ということですが、これに対してご意見等ありますれば、どうぞ。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

では、委員の定数を7名ということで変更させていただきたいと思います。

次に、日程を追加し、ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の選任についてを議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

異議なしと認めます。

日程第11「ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されましたごみ処理施設に関する調査特別委員会の選任については、議会委員会条例第5条の規定により、西口議員、松永議員、田添議員、笠井議員、上田議員、柴田議員、町田議員、以上7名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

異議なしと認めます。よって、以上のとおり選任することに決定いたしました。

なお、ただいま選任されました特別委員会の委員長、副委員長互選のため、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において特別委員会を招集いたします。別室へ移動をお願いいたします。

(午後4時31分 休憩)

(午後4時48分 再開)

○議長(並川和則君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました、ごみ処理施設に関する調査特別委員会における委員長、副委員長互選の結果を報告いたします。

委員長に西口議員、副委員長に柴田議員。

以上のとおりであります。

お諮りいたします。先ほど設置されましたごみ処理施設に関する調査特別委員会は調査終了まで閉会中もなお継続して調査を行うことにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

異議なしと認めます。よって、本特別委員会は調査終了まで閉会中もなお調査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その調査、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

ご異議なしと認めます。

これをもって平成23年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

議員各位のご協力により、スムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

(午後4時51分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 並川 和則

署名議員 田添 政継

署名議員 笠井 良三